第53回平成25年12月与謝野町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成25年12月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時57分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1.出席議員

1番	野	村	生	八	1	0番	Щ	添	藤	真
2番	和	田	裕	之	1	1番	小	林	庸	夫
3番	有	吉		正	1	2番	多	田	正	成
4番	杉	上	忠	義	1	3番	井	田	義	之
5番	塩	見		晋	1	4番	糸	井	滿	雄
6番	宮	﨑	有	平	1	5番	勢	簱		毅
7番	伊	藤	幸	男	1	6番	谷	П	忠	弘
8番	浪	江	郁	雄	1	7番	令	田	博	文
9番	家	城		功	1	8番	赤	松	孝	_

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書 記 土田 安子

4.地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水 道 課 長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5 . 議事日程	Ē			
日程第	1	一般質問		
追加日程第	1	報告第 7	' 号	専決処分の報告について
				(大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更について)
				(報告~質疑)
追加日程第	2	議案第124	号	与謝野町幾地コミュニティ広場の指定管理者の指定について
				(提案理由説明)
追加日程第	3	議案第125	号	与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定について
				(提案理由説明)
追加日程第	4	議案第126	号	与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
				(提案理由説明)
追加日程第	5	議案第127	'号	与謝野町ホームヘルパーステーションの指定管理者の指定
				について
				(提案理由説明)
追加日程第	6	議案第128	号	与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者の指定
				について
				(提案理由説明)
追加日程第	7	議案第129	号	与謝野町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定について
				(提案理由説明)
追加日程第	8	議案第130) 号	与謝野町石川農業構造改善センターの指定管理者の指定について
				(提案理由説明)
追加日程第	9	議案第131	号	与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定
				について
				/ 担实现点的见义
				(提案理由説明)
追加日程第1	0	議案第132	!号	(提条理由説明) 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について

6.議事の経過

(開会 午前9時30分)

議 長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

まず、最初にご報告申し上げます。本日は13時から議会運営委員会を開会されますので、お願いいたします。なお、本日の日程終了後に文教厚生常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。なお、13日午前9時30分から12時まで議員研修会という名目で、先日の監査請求の結果につきまして両監査委員さんから説明を受けたりします時間を設けましたので、

13日金曜日9時30分から12時まで委員会室で行いますので、よろしくお願いをいたします。 ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

最初に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

山添議員。

1 0 番 (山添藤真) 皆さん、おはようございます。

それでは、事前通告に基づきまして、平成25年12月定例会における一般質問を行います。 私は、マニフェストの達成度を問う、平成26年度予算編成方針を問うの2件について、町長 に答弁を求めます。

まず、1件目のマニフェストの達成度を問うについてです。

旧3町が合併をし、与謝野町が誕生して以来、2度にわたり、この町のリーダーを決定する首長選挙が行われています。2006年に行われた第1回の首長選挙におきましては、お二人の候補者が選挙戦を戦われています。続く2010年の選挙におきましては、太田町長以外の立候補者はなく、無投票でございました。この2度の選挙におきまして、太田町長はご自身が目指されるまちづくりの方向性や施策を示されております。2006年には「与謝野町ローカルマニフェスト」、2010年には「お約束」の中で示されております。

ローカルマニフェストでは、6つの大項目、すなわち、第1に、安心・安全・快適な住みよいまちづくり、第2に、地域とコミュニティーを育むまちづくり、第3に、学び合うまちづくり、第4に、子育て支援と福祉のまちづくり、第5に、頑張る企業や起業を応援するまちづくり、6つ目に、無駄のない行財政運営のまちづくりを示されています。さらに、小項目で107項目の施策について掲げられております。

また、2010年に発行されております選挙ビラでは、「まちづくりの主人公は住民であり、 住民が輝けば町が輝きます。皆様のお力やお知恵で協働のまちづくりを前進させましょう」とい うメッセージのもと、加悦中学校の改築、学校の適正規模・適正配置、ちりめん街道のさらなる 活性化など10個の取り組みたい重点課題をお約束という形で示されております。

先般行われました家城議員の一般質問の、「2期目を終えられるに当たり、自己採点、自己評価をお願いしたい」との質問に対して、評価は住民がするものであるという見解のもと、総合計画審議会が出されている総合計画の達成度を紹介されています。それも一つの評価軸だと思います。しかしながら、総合計画は住民が主体となり、つくり上げた計画であります。すなわち、与

謝野町民の計画であります。一方で、首長選挙時において訴えられるマニフェストは、候補者本人に全ての責任が帰結をする性格のものであり、政治家の政治姿勢を色濃く反映させるものであります。

そこで、1件目の質問、マニフェストの達成度を問うにおきましては、過去2度の選挙において掲げられた目指すまちづくりの姿や施策に対しての取り組み、達成度についてお伺いしたいと思います。また、取り組みを進める中で浮かび上がってきた今後の当町の課題についても、町長のご自身のお考えをお伺いしておきたいと思います。

2件目の質問は、平成26年度予算編成方針を問うであります。

去る10月18日、町長名で、各課課長、教育長宛に、平成26年度予算編成方針が示されています。4月に町長選挙が予定されていることから、骨格型の予算編成を求められています。また、第2次行政改革大綱の推進や総合計画の実現に向けて取り組むことや、職員の不祥事や事務処理による町民の信頼失墜を回復するため、公務員としての自覚を再認識するようにとあります。

内容といたしましては、与謝野町をめぐる状況、事業評価の実施、予算要求に係る基本的事項などが挙げられ、昨年度と同様、一般会計予算の総額の大幅圧縮、平成26年度予算においても、通年予算案が昨年度の当初予算比5%減を目指すと求められております。また、各種補助金については、企業・個人向けの補助金も縮減対象とする旨が伝えられております。

繰り返しになりますが、平成26年度の予算を編成する作業は、経常的・継続的な事業を中心とした骨格予算の編成であります。つまり、当町に真に必要不可欠な予算のみが計上されてくるのではないかと思っております。したがいまして、それらの予算総額は、この町を運営していく上での最小限のコストであるという認識を持つことができるのではないかと思っております。

以上に係りまして、平成26年度一般会計の予算規模をお伺いしておきたいと思います。 以上、2件につきご答弁をよろしくお願いいたします。

議 長(赤松孝一) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

山添議員ご質問の1番目、マニフェストの達成度を問うについてお答えいたします。

私は、2期目の選挙の際、1期目の総括をした上で、町民の皆様に取り組みたい重点課題として10項目を挙げさせていただきましたので、これらの課題がどのように実現または進展できたかによって考えてみたいと思います。

先ほど山添議員のほうから6つの柱と言われたんですけど、私は5つのテーマとして掲げております。内容的にはほとんど同じなんですけれども、「安心・安全・快適な住みよい町」、そして「地域とコミュニティーを育む町」、「教育・子育て支援と福祉の町」、「産業振興と企業を応援する町」、「無駄のない行財政運営の町」ということで、5つのテーマを掲げて、その中に細かく107のマニフェストを挙げさせていただきました。そうした中で、2期目の今回は、それらの中で具体的に取り組みたい内容を掲げさせていただいたのが、先ほどご紹介のあった10のお約束でございます。

10項目のうち、「自治区活動の推進」、あるいは「特別養護老人ホームの建設」、これはやすらの里等になりますが、それから「リフレエリアの再計画」、「中小企業振興基本条例の制

定」の4項目につきましては、思いを一定達成できたのではないかというふうに思っております。 もちろん、できたらそれで終わりといったものではなく、今後もどう生かしていくのかが重要で すので、引き続き、さらなる活性化が望まれるというふうに思っております。

また、「加悦中学校の改築」、「ごみ処理施設の取り組み」、「学校の適正規模・適正配置」、「ちりめん街道のさらなる活性化」の4項目につきましては実現にこそ至っておりませんが、それぞれ協議もしくは実行段階に入っていますので、少なくとも実現を目指して足がかりができているものと思っております。これも、今後の協議によって着実に進展していくものと確信いたしております。

残る2項目、「役場組織の見直し」、「庁舎の統廃合」につきましては、協議こそ重ねてまいりましたが、実現には至っておりません。しかしながら、庁舎統合検討委員会の答申を受けて、役場組織の見直しにつきましては、野田川庁舎本館を廃止することを基本に、既に機構改革原案をお示ししたところでございます。庁舎の統合につきましては、議論の過程ではさまざまなご意見をいただき、一旦、時間を置いてじっくり協議を重ねていくこととなりましたものの、貴重な足跡を残したと思っておりますので、将来、必ずや実現に向けて住民の合意形成が図られていくものと思っております。

以上が、私が住民の皆様にお約束した10項目の重点課題について、どの程度達成したか、私なりの率直な所感でございますが、私が何より感じておりますことは、徐々にではありますが、主人公である住民の皆様が自主的に協働のまちづくりを実践していただくようになってきたこと、これが今後のまちづくりにとって大きな成果ではなかったかと思っております。

次に、与謝野町の課題をどのように捉えているかとご質問でございますが、私が2期目にお約束した10項目について、その所感は先ほど申し上げましたとおりであり、道半ばの課題も多くありますし、先日、家城議員のご質問に私の自己評価でお答えいたしましたように、住民アンケートから、今後、力を入れるべき施策として、住民の皆様が町に期待されております課題こそが与謝野町の今後の課題であるというふうに考えております。これらの課題につきまして、自分なりにそうした10のお約束の中に、今後住民の方が問題、あるいは課題として掲げられておるであろうと思える、そうした取り組みたい重点課題の中に具体的に掲げて出させていただきました。

今後、与謝野町のそうした課題であるものを解決していく、進めていくというのが、協働のまちづくりによって実践し、どのように実現していくかが今後の最大の課題であるというふうに考えております。

次に、2番目の平成26年度予算編成方針を問うについてお答えいたします。

平成26年度予算編成方針は、議員の皆様にも既に配付いたしておりますので、中身につきましては、ごらんいただいているものと思っております。

平成26年度は、与謝野町長選挙及び町議会議員選挙の年となることから、骨格型の予算として編成し、6月の補正予算で肉づけを行い、通年の予算となるものと思っております。

骨格型予算は、議員も質問で述べられましたとおり、経常的・継続的事業が中心となり、行政 の連続性に支障のないよう計上することになりますが、投資的な経費であっても、継続的な事業 で当初予算に計上しておく必要のあるものは、それも含めてまとめることになろうかと思ってお ります。 議員のご質問は、この骨格型予算について、一般会計の予算規模がどの程度になるかとのことでございますが、現段階では、各課から予算要求書を提出させ、ヒアリングを進めている最中でございまして、年明けから査定作業に入る予定で編成作業を進めておりますので、予算規模がどの程度になるのか、現在では申し上げることができません。予算編成の要求段階でありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上で、山添議員の答弁とさせていただきます。

- 議 長(赤松孝一) 山添議員。
- 1 0 番(山添藤真) ご答弁ありがとうございました。

それでは、第1件目のマニフェストの達成度を問うについて、再度質問をしていきたいという ふうに思います。

先ほど町長が答弁をされている中で挙げられていたのは、2期目の選挙をされるに当たっての、この協働によるまちづくりの実績やお約束、取り組みたい重点課題などを示された中で答弁をされていたというふうに思います。

私は、第1回目の質問において、2006年度版の与謝野町ローカルマニフェストについても言及しておりまして、こちらの2006年度版のマニフェストの重要性というのは非常に大きなものがあったのかなというふうに思っております。なぜならば、与謝野町のスタートをされるに当たって、町長ご自身が6つの大きなまちづくりを目指す方向性と、107個の詳細にわたっての施策を挙げられており、この町長の2006年度版のローカルマニフェストこそが、ある意味、町長が目指されて、かつ実行されてきた内容のものだというふうに認識しているからです。したがいまして、こちらの与謝野町ローカルマニフェストから何点か抜粋をさせていく形で、私なりに達成度についてお伺いしていきたいというふうに思っております。

まず、このローカルマニフェストについてですけれども、先ほど申し上げましたように6つの 大項目、そして107項目の詳細なる施策が挙げられております。その中の第5点目、頑張る企 業や起業を応援するまちづくりの中では、第1に農林業の振興、そして第2に商工業の振興、第 3に織物業の振興、第4に観光産業の振興、第5に新たな産業おこしへの支援と雇用の確保とい う5項目が挙げられております。この5項目についてなんですけれども、町長がこのマニフェス トを作成された2006年度、どのような見解のもと、この項目を挙げられていたのか、お聞き しておきたいというふうに思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) そもそも、なぜこのローカルマニフェストということに挑戦をして、それによって選挙をやろうと思ったのかというのは、やはり与謝野町が新しい町になる、大勢の皆さんのいるんな希望がある、そうした中で町をあずからせていただくには、一体、太田はどういう考え方で、どういう町をつくろうとしているのかということを明確にして、そして選挙になっても、やはりその政策でそれらをお互いに、町民の皆さんに出させていただいて、そしてすることが、新しい町をつくった、そしてそれがスタートするのに一番そうしたやり方がいいんではないかということで、まだローカルマニフェストそのものが余り浸透していない中で、それにチャレンジをして、そうした形をつくりました。ですから、どちらかというと、東京のほうのそうしたマニフェストの研究会に、勉強会に参加したりしながら、自分なりにつくらせていただきました。

政党だとか、あるいはそうした政治団体がやりますマニフェスト、通常のパーティーのマニフェストについては割合行われておりましたけれども、恐らく京都府でも一番はじめの知事は、マニフェストじゃなかったと思いますけれども、そういう形で明確なものを出させていただきたいということでさせていただきました。多分、今、山添議員がお持ちのものは、こうしたものをつくる前の段階の内部資料といいますか、原稿だというふうに思いますけれども、まだそのときには新町まちづくり計画だけで、総合計画はできておりませんでしたから、やはり新町まちづくり計画をより具体的にするために、それをもとに私のこのマニフェストを作成させていただきました。

ただ、ちょっと入り口論が長くなるんですけれども、その中で5つのテーマを掲げて、その中でこの与謝野町、今後取り組むべきことを、私なりにこういうことができるんではないか、それを進めていくには、短期のものもあれば、もう少し時間のかかる大変長い長期のものもある中で、その4年間の中で、じゃあそれをどういうところからまず取り組んでいくかというようなことを予算の中で上げながら、皆さんの論議を経た上で予算執行し、今まで来たわけでございます。

その中で、今言いましたように、余りにも107というのは、項目は多過ぎますので、2期目のときには、もうこのローカルマニフェストにこだわらず、今、町の課題となっている、今後課題になるであろうという、そういう具体的にわかる項目として10項目を挙げさせていただきました。それは、それぞれこの5つのテーマの中からチョイスした形のものでございます。それを、先ほど申し上げましたように、役場の組織の見直し、あるいは庁舎の統廃合、これは至っておりませんけれども、それの第一歩として、まず野田川庁舎の本庁舎を廃止するというような形、そしてそれに伴う、完全な機構改革にはなっていませんけれども、段階を踏む中で機構改革を行っていこうということで、せんだって原案を出させていただきました。

これらの中で、やはり選挙をするときに、マニフェスト選挙というものがまだ皆さんにも理解できていませんでしたし、私自身も、上位の選挙があるときに、このマニフェストは出せないということを知りませんでした。知事選が必ずありますので、そのときに自分のつくったマニフェストを皆さんに見てもらう機会というのは、投票日が終わって、そしてそのときは少しずれがありましたから、たった1日しかずれがなかったと思います。その次が町長選、町議会選挙ということで、その1日の間に、この自分のつくったマニフェストを出すということになるんですけれども、それも手渡しはだめで、会場に来られる方に持っていってもらうというような中身でしたから、なかなかこの自分の思うものを住民の皆さんにお知らせすることができなかったという、そんなつらい経験といいますか、いい経験をさせてもらいました。

ですから、そうした中で、今回、次のまた選挙が間もなく来るわけですけれども、その中で、 それまでにまだ年度内、私の任期があるわけですから、ここに掲げましたものが少しでも前へ行 くように進めてまいりたいというふうに思っております。

住民の皆さんからとったアンケートは、あれは総合計画の中身だからということですけども、 後期のほうの計画ができましたときのアンケートの中には、産業のこと、それから福祉のこと、 それから行財政をきっちりとしてほしいというようなことが大きな項目であったんではなかった かと思います。ですから、その産業振興については、まずビジョンをつくって、そのビジョンを どう動かしていくか、産業振興会議でご議論いただいて、中小企業振興条例ができ、またいろん な行動計画、行動プランが今作成中でございますので、それらが間もなく出てくるでしょうし、 それらをきちっと見定めて、皆さんと一緒にそうしたことをつくっていく。そのつくっていく中 で、子供・子育て支援のそうした協議にしましても、産業の振興の協議にしましても、いろんな 場面で本当に多くの町民の方のお知恵やら力をかりて、そうした計画づくりから実際の行動を起 こしていただくところまで、そろそろそういった雰囲気といいますか、そうしたものが地につい てきたんではないかなというふうに今考えているところです。

協働のまちづくり、こうした非常に自助・共助・商助・公助の考え方でもって、やはりこの町をみんなでつくっていく、そういう力をいろんな場面で結集し、力を発揮していただく。そのことが、もうこの町の活性化につながり、そしてそれが持続可能なまちづくりにつながっていると私は確信しております。

議 長(赤松孝一) 山添議員。

1 0 番(山添藤真) ただいま町長のほうから、この2006年度のローカルマニフェストをつくられるその背景、そしてその後の取り組み、そして2010年度の選挙においては、そのローカルマニフェストをもとに、よりわかりやすい形で住民の皆さんにお届けするために、より削ぎ落としたといいますか、簡潔にしたメッセージを発信されたというようなご説明をいただきました。

この質問をさせていただくに当たり、ローカルマニフェストやマニフェストを議論していくということの難しさがあろうかと思っておりましたので、私が今現在、この町にとって一番重要な分野について、町長がどのように取り組んでこられたのか、あるいは実績を残してこられたかについてお伺いしたいなと思いましたので、先ほどその産業振興に絞った形でご質問をさせていただきました。

先ほど申し上げましたように、この町にとって、今現在、私自身が思う最重要課題というのは、 産業振興、あるいは起業を応援するまちづくりというふうに言えるのではないかというふうに思っております。その理由といたしましては、住民アンケートについてもそうです。そして、私がこの4年間、この町の中で活動していくに当たって、さまざまな人たちにご意見を聞く中で、やはり自分自身の経済、あるいは家庭の経済安定がない限り住民の幸せはないのではないかというようなお話を聞かせていただいたり、そして実感してきたからでございます。

先ほどローカルマニフェストの中から、この頑張る企業や起業を応援するまちづくりの項目についてどのように取り組みをなされてきたのかについて質問をさせていただきましたけれども、再度その点についてお聞きしたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、農林業の振興、第2に商工業の振興、織物業の振興、観光産業の振興、第5に新たな企業おこしへの支援と雇用の確保を挙げられておりますけれども、この中で商工業の振興に至りましては、例えば商店の活性化、空き店舗の対策、そしてベンチャー企業の育成などなどを挙げられておりますけれども、この分野、商工業の振興の分野、太田町長が歩まれてこられたこの8年間の中でどのような推移を見せたのか、あるいは、どのように取り組んでこられたのかについてお伺いしたいというふうに思います。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) 産業振興と、そうした雇用の確保という点の中で、頑張る企業や興すほうの業を 応援するまちづくりという中で、頑張る農家を支援していこうというまず項目がございます。特 産品のブランド化や、あるいは地産地消の推進をしていこうということの中で、これらにつきましては、京の豆っこ米の販路拡大だとか、そうした米づくりに対するブランド化、またそのほかの商品についても、いろいろと新しい形ができてきているんではないかと思っております。

例えば、豆っこのつくる段階、それからお豆腐をつくる大豆の農家の方たちが、やはりこの町ではつくりにくかったそうした大豆を、品種を変えたり、あるいはつくる方法を変えたりして、府内でも第1番目のそうした大豆の生産量を誇る、そんな町に今はなっております。そうしたことに対して、これはもう当然農家の方たちの努力もありますけれども、町としてもそうした豆っこの肥料をつくるところでの応援をさせていただくといったような形でのブランド化が図れてきているんではないかと思いますし、地産地消についても、できるだけ地元の野菜を使った、同じリフレでもそういうものがつくられたりということで、循環型の農業の推進が図られてきているんではないかなというふうに思っています。

それから、元気な商工業の創設というような中では、商店の活性化、あるいは空き店舗の対策 ということで、なかなかこれはまだ道半ばだというふうに思っております。

今、空き家ですけれども、そうしたものを調査するというような形ですし、それからベンチャー企業の育成といいましても、なかなかそれに見合う、育成していくための、そうしたらどういう制度が必要なのか。もっと今ある制度の精度を上げるといいますか、そのことによって使いやすい、あるいは頑張ろうという方に効果的に力を注入することができる行政としての役割がどの辺にあるのか。それらも商工会との協議の中で、よその町には見られないような、大きなそうした成果が上がってきているんではないかなというふうに思っております。特に与謝野町独自で取り組みました住宅改修助成制度というのも、循環型の経済を考えたときに非常に大きな、業者の方に対しても、また町民の方がそうした家を直したりするためにも、また町としてもそういうことで経済が回っていく、そうしたものが非常に成功した例ではないかということで、全国各地からも、そうした中小企業振興基本条例とあわせて、それに基づいた取り組みを視察に来られるところが出てきております。

少しずつでございますけれども、そうしたみんなでつくり上げてきたそうした条例、またそうした機関、会議の中で論議されたことが、具体的に一つずつ前に進んでいるんではないかなというふうに思っております。それは、多くの皆さんがそうした思いを理解した上で参加していただいている、そうしたことのあらわれではないかと思っております。

一つ一つ行きますと大変あれなんですけれども、象徴的に言えますことは、そうした観光振興 ビジョンをつくったり、産業振興ビジョンをつくる段階から町民の方に参画いただいて、それを 具現化するそうした協議会なり会議を持って、そしてそれを本当に進めていく、推進力として活 躍していっていただくという、そうした町内での組織なり、そうしたものが生きてきている、そ ういう段階ではないかなというふうに思っております。

今後については、それらがきっと前へ進んでいくことと思っております。

議 長(赤松孝一) 山添議員。

1 0 番(山添藤真) ただいま、この2006年度のローカルマニフェストの中で掲げられた、ある意味目指す施策について、全般的にご答弁いただいたわけなんですけれども、この産業振興について、行政がどのようにかかわっていくのか、あるいは首長がどのように姿勢を示すのかといった

ことについては、非常に難しい側面もあります。

先ほど町長がおっしゃったのは、必ずしも行政だけの力ではなくて、ある意味、民間の方々が 頑張ってきた中で、そういった循環のサイクルであったり、今の現状が生まれてきているという ようなことのご紹介だったのではないかというふうに思うんですけれども、この分野に対して、 町長がどのように動いてこられたのか。それについて、私はお伺いしたいというふうに思うんで すけれども、いかがですか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 産業振興につきましては、いろんなやり方がありましょうし、そして、またそれ ぞれの方たちの考え方の中で、みずからやっていこうと。それに対して、町としてはそれらを下 支えする、町が旗を振ってということも大事かもわかりませんけれども、それをしますと、結局 はみずからの思いや力でやっていこうというものが薄れてしまうと言ったら、そういうことも起 こり得るんではないかと。ただ、ですから、やりたいと思う方が、どうすればそのことを実現す ることができるのかということを、行政は、一人一人はなかなか支援できませんので、一人一人 が支援できるようなシステムをつくるとか、あるいは団体の方たちでやろうとするときに、誰も が同じそうしたシステムの中で可能な、そういうことが与えられる機会をやはり同じようにする ということは、行政としては非常に大事ではないかなというふうに思っております。

そういう中で、今まではそういう下支えをしていくという中で、町もその方たちが必要とされること、もっと勉強したいということであれば、講師を呼んであれするとか、いや、財政的にこういう下支えがしてほしいということについては、それが行政として可能な限り応援をしていく。また、それについては、与謝野町だけではなしに、京都府や国へつないでいく、そういうことが私の仕事ではないかなというふうに思っています。それは、直接産業につながらないように見えていることでも、そうではなしに、やはりそうした町が活性化するための方法はいろいろとあると思うんです。ですから、その分野を問わず、やはり私としてできることは、皆さんのお持ちになっている夢をかなえるためにどう動いていくかということが重要だというふうに思っております。

- 議 長(赤松孝一) 山添議員。
- 1 0 番(山添藤真) つまり、町民の方々、産業にかかわる方々がやりたいことをバックアックしてい くような体制の中でこの8年間を過ごされてきたというふうにご理解させていただいたらよろし いのかなというふうに思っております。

一方で、この定例会や、これまでの一般質問においても、より町長自身がこの産業振興について前面に立ってリーダーシップを発揮していくべきだというような意見が非常に多く出されたというふうに思っておりますけれども、例えば、町長自身がこの産業振興についてより全面的にやっていこうとされるときに、どういったようなやり方があるのか。その点について、この8年間の中でお考えになられたことがありましたらご紹介していただきたいというふうに思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) ただいま申し上げたとおりでございます。いろいろ農業でもあるでしょうし、そして今これから力を入れていこうとしている産業、観光振興についても、今、目の前に具体的にちりめん街道をどうしていこうかというようなことをやっております。私は、その中にいろいろ

自分が思うことはありますけれども、やはりまずはそこに暮らしたり、それをやっていこうという方のそうした思いを出していただいて、そしてそれを行政としては応援していく。そのためのいるんな下準備を私がさせていただいているというふうに思っております。

ですから、観光振興といいまして、例えばの例でちりめん街道を挙げましたけれども、やはりあそこには、今、川を直していただいている。これは建設省もかかわりますし、それから重伝建の建物を保存していく、改修していくためには、これはやはり教育委員会を通じてのそういうものであったり、それから商工のそこで店屋を開くということになれば、これは当然府のほうにも、そういう商工の部門、あるいは国のほうにもそういう部門はありますから、そうしたことを、やはり進めていくときには、事あるごとに、そうしたことがなるような要望なり、あるいはそうした会合に出て、その中でのいろんな考え方、あるいはお願いをしてきているというような今動き方をしております。

ですから、多分恐らく皆さんにはなかなか目に映らないことのほうが多いかと思いますけれども、そういうつながりの中で一定の方向性が見えてくるんだと。それには、私一人だけではなしに、例えば野田川改修だとか、それから、行ったときには、そういう協議会の中で、皆さんとともにお願いに上がったり、そうした計画を府へきちっと伝えたりと、そういうことが私の今の仕事だというふうに思っております。

議 長(赤松孝一) 山添議員。

1 0 番(山添藤真) 町長の産業振興にかかわるその姿勢といたしましては、あくまでも民間企業を下支えしていく中での取り組みを行ってきたというような話だったというふうに思うんですけれども、一方で、それだけではだめだというふうに思うんです。例えば、先日、谷口議員が企業誘致のお話をされました。そういった際に、やはり首長がどのような姿勢を見せるのかによって変わってくるということはたくさんあろうかというふうに思います。そして、さらに言うなれば、今現在、石川地区ですか、にPLANTの進出計画があろうやに聞いておりますけれども、この大型店舗の進出に対して、首長がどのような姿勢を見せるかということについては、非常に大切な分野になるのかなというふうに思っておりますので、先ほどの答弁をいただいている限り、この産業振興に関して、あくまでも民間の下支えをしていくことが町長の仕事であって、この産業振興にかかわることの大きな判断、あるいは産業振興に関する意思というものが、町長の先ほどの答弁からでは感じられないというような側面もあるかというふうに思うんですけれども、こういった点についてはいかがでしょうか。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) 今、PLANTのお話も出ましたけれども、町として、あるいは私としては、やはり出てこようとする企業が、自由に民の力でそれぞれのルール、規制なりをクリアして、ここの与謝野町で仕事がしたいということであれば、それはもう断る理由はないわけですから、今までも申し上げていますとおり、やはりルールにのっとって、秩序ある進出をされることであれば、私がオーケーという権限があるものなら、それはそうした形で進めていくことになろうかと思いますけれども、まだそうしたものが出てきておりませんし、横道にそれてしまうんで、この程度にいたしますけれども、やはりそうしたみずから出てこようとするものと、そして、こちらからぜひ出てきていただきたいという、そうしたアンテナは、それは十分張っておく必要があります

し、そうしたことについては、いろんなところでの情報を仕入れていくというふうに思っております。

ただ、それも、そうしたところはなかなか皆さんが思っておられる中では不足する部分ではないかなというふうに判断しておられるんだと思いますので、そうしたことについては、やはり今後も十分頑張っていくような形はとっていきたいと思っております。

大きな企業ではなくても、こういうものを与謝野町でやりたいんだというような方については、それぞれの団体なり個人の方にお願いをするようにつなぐというような仕事は今までにもやってきておりますけれども、それは一々申し上げはいたしませんけれども、やはりこの町が元気になる、またそうして与謝野町に出てきて、何か事業をやろうというような方については応援がしていきたいというふうに思っております。

議 長(赤松孝一) 山添議員。

1 0 番(山添藤真) 繰り返しになりますけれども、この産業振興に限ってはといいますか、この産業振興にとって大切なことといいますのは、私はこの町の首長がどのような理想を持ち産業振興にかかわっていくかといった意思を明確にすることだというふうに思っています。例えば、先ほど町長がおっしゃられた意思というものは、恐らく民間の方々の応援をする町だというようなことだというふうに思うんですけれども、その側面だけでは乗り切れないときといいますか、場面が来るのではないかなというふうに思っております。すなわち、先ほど申し上げました企業誘致であったり大型店舗が進出してくるときには、その規制や法をクリアしたから進出していいですよというようなことだけではなく、進出してくるに当たって、もしかしたら町内の業者が非常に苦しい状況に置かれていくというような側面もあるので、町長の判断が必要になってくる、そうした場面や、町長の意思が大切になってくる、そうした真意があるというふうに思っておりますので、この質疑をさせていただいております。

その町長の意思が反映されたマニフェストが2006年と2010年に掲げてありましたので、この2006年と2010年のマニフェストが、非常にこの町の姿や産業振興の姿を明確にしていく段階において大切なのかなというふうに思いましたので、この質疑をさせていただきました。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) 進出してきたい企業に対して、やはり町としては、それはやはり、それがために中小企業振興基本条例を皆さんでつくり上げて、これは私の意思というよりも、町民の皆さんの意思であるわけですよね。大企業に対する責務ということも、その中にはうたわれております。これは理念条例ではございますけれども、そうした町民の方の意思というものは十分それは出てくる、進出してくるところに対しては、ある意味これだけは守ってもらわなければ困るというようなことは、当然町のトップとして言える部分はできるかと思いますけれども、規則でといいますか、法令で決まっていることをクリアされているときには、それをとめる理由はないわけですから、それを、じゃあどううまくこの町の中に一緒に頑張っていってもらえるかというような道を探ってほしいというようなことは、当然町としては申し上げることができるかと思います。

それだけちょっとお考えが違うかなと思いましたんで、述べさせていただきます。

議 長(赤松孝一) 山添議員。

1 0 番 (山添藤真) わかりました。

あと、ちょっとこれは質問通告に入っていませんので、ご答弁いただけるのであればいただき たいなというふうに思う分野がありまして、その点について、1点質問をさせていただきます。 先般の塩見議員の質問の中で、福祉が産業であるというようなご持論を述べられたシーンがご ざいました。この福祉が産業であるというふうに思われる理由というのは何なんでしょうか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) あの中では、塩見議員は、それは物をつくっていくんじゃない。あるいは、生産したり、そしてそれを売っていくというものではないというふうに思ってられるでしょうし、それも一つの考え方だと思いますけれども、私は、少子高齢化の中で非常に老人がふえ、また子供たちが少なくなっていく。そういう中では、一つの仕事の場として、資格を持った方たちがそうした施設で頑張って働いていただく。家で見られなくなったお年寄りを、そうした施設の中であったり通所施設であったりということで、みんなでそのお年寄りを支えていく。そのことによって、賃金という、給料という形で雇用が生まれたり、そしてそのことによってお金が回っていくということになりますので、そうした意味で産業の一つと考えられるのではないかなと。

教育でも医療でも同じことだと思います。医療でも、あれは大きな産業だと思いますし、教育でも、果たしてそこまでするのがいいのかなということは別として、それらについても、やはり産業として成り立っている。特に都会ではそういうことが成り立っているわけですから、そうした視点も必要ではないかなと。住民の方たちが安心して暮らしていただけるそうしたまちづくりの中では、それも大事な産業ではないかなという、そういう考え方でございます。

- 議 長(赤松孝一) 山添議員。
- 1 0 番(山添藤真) この議場の中でも、多くの議論がありました。これからの町の財政運営というの は非常に厳しくなってくる。その財政運営を堅持していくためには、やはり歳出の削減をやるこ とは当然ではありますけれども、いかに税収をふやすといいますか、町の経済活動を豊かにして いくかというような観点の中での取り組みというのが非常に大切になってくるというふうに思っ ております。

そうした中で、町長がこれまでマニフェストの中で掲げてこられた取り組みや、そして議場の中でおっしゃっていらっしゃったことについて、どういったような成果があったのか、あるいはご自身でどのような評価をされてきたのかということを明確にしておきたいなというふうに思いましたので、今回この質問をさせていただきました。

先ほど福祉が産業であるというお話がありましたけれども、これは、私は福祉は産業ではないというふうに思っております。これはなぜなのかというようなことについては、やはり福祉というのは誰かの不安であったりとか、何かの心配、つまり自分たちの体が悪くなったと。そうした中で、しようがないから仕事を頼もうといったような消極的な姿勢の中から生まれてきているものだというふうに思いますので、今後、この福祉の産業といいますのは発展をさせるべきではない。つまり、福祉の施策がなくなっていくようなまちづくりの方向性を目指していかなければいけないというふうに思っているからであります。この点については町長との見解が違いますので、この点について意見を出させていただきました。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) もう私の意見とは全く違います。正直申し上げて、啞然といたしました。といい

ますのは、現実として、病気になった方、障害のある方、お年寄りであったり、子供たちであっても、いろんな手だてを受けられない人が、毎日、連日連夜、テレビでも報道されております。そうした中で、やはりこの町に住み続けたいと思う方たちが多くおいでになるわけですから、やはりその人たちを支えていくためには、何ぼ立派なお店が来ても、何ぼ立派な産業が興っても、その人たちが、じゃあどうして暮らしていけるのかというと、やはり基本中の基本は、その一番底辺にある方たちが安心して暮らせる環境づくり、すなわち弱者に対して温かい、あるいは、そうした町はどこの町にも負けない立派な私は町だと思っています。ですから、決して福祉がそんな消極的な話じゃなくて、そうしたところでまた元気になって、同じ年をとっていただいても、元気に楽しく生きがいを持って暮らしていただける、そうしたまちづくりというのは、これはもう、私はまちづくりの原点だと思っています。産業という言い方は非常におかしな言い方だとは思いますけれども、お互いに協力する中でそうしたものが構築されていく、輪が広がっていく、そうしたものは、経済的には豊かではないかもわかりませんけれども、今後大きな災害が起こったりなんかするときでも、今までもるる申し上げておりますけれども、そうしたお互いに協力し合う、できるものができることをする、そうしたことがはじめてこの町の基本にないと、これはもう、私はそれは決していいまちづくりではないと思っております。

せんだってもご紹介したかと思いますけれども、不交付団体の、この間、女性町長、福岡のほうの苅田町の町長がおっしゃっていましたけれども、あそこは日産、トヨタ、いろいろとあります。そして、もともと麻生セメントとかいう、そういうことで経済的には非常にいいけれど、そうしたところと、町の中の旧のところとのギャップがあると。そうしたこともありますし、外からの要因によって、いつ何時大きい工場等が撤退していくかわからない。しかし、残されるんは、そこに住む、昔から住み続けている人たちだということです。

やはりそうしたことも、両方の目は必要だと思います。だけど、やはりない物ねだりではなしに、今ある、今住んでいる人たちが今後安心して暮らしていける方法は何かということがまず一番大事な原点ではないかと私は考えております。そこでは、大変大違いだというふうに思っております。

議 長(赤松孝一) 山添議員。

1 0 番(山添藤真) 福祉の政策の重要性というのはわかっております。その福祉の政策を産業として 捉えた場合はどうなのかなというふうに思っております。

先般の塩見議員の発言の中では、この町で800人の福祉に関する雇用が生まれているというようなお話がありました。この800人の雇用というのは誇れる数字じゃないというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、福祉は産業で捉えるものではなくて、もっと別の形で捉えられるものであるというふうに思いますので、この福祉が産業化するというような発言というか、見解というのは、非常に私は危惧するところがあるというふうに思いましたので、その点については申し上げさせていただきました。

この1件目のマニフェストの達成度を問うについて、これまで質疑をさせていただいてきたんですけれども、町長が、一番、このまちづくりの根幹にあるのは協働のまちづくりであるというようなお話をよくされておりますし、そうした姿勢の中で、これまでの町政運営をされてきたというふうに思うんですけれども、今回、下水道の問題がありました。2,668万円の不納欠損

処理があった。その後、220万円の誤った入金があったりしながら、町の中というのは非常に 大きな怒りであったり、不安がよぎっているのではないかなというふうに思うんですけれども、 こうした下水道の問題があった、そうした中で、町民の方々が非常に怒っていらっしゃる。そう いう状況で協働のまちづくりというのは果たして可能なのかなというふうに思うこともあるんで すけれども、この点については、いかがお考えでしょうか。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) この下水道の問題については、別に通告がございませんので、お答えするつもりはございませんけれども、しかし今まで積み上げてきたものは、やはりそうしたものが土台になって、皆さんの協力があったり、議会の協力があったり、住民の皆さんの協力があったりで積み上げてきたものだから、それに対して非常に信頼関係を失ったという点では、これはおわびしなきゃならない点だと思いますけれども、しかし、その方向性というのは、私は協働のまちづくりだというふうに思っています。

それともう1点、産業だということで誤解されたのかもわかりませんけれども、福祉でも、よそから誘致して、うちの町でどんどんと福祉の施設を建てて、そして住民の方がその中に入っていく。そういう意味では、これは産業だけど、私の言います産業は、そういう意味ではないんです。これだと、住民の人たちみずからが、自分たちでつくっていったそういうものの中でめぐる雇用であったりということについては、これは私は産業だと、産業というより、その中でお金が循環していくということでございますので、ちょっと私の発言も誤解を生むようなことになったかと思いますけれども、みずからがみずからの町の将来を考えた中で、そうした福祉施設を建設したり、そうしたところへ仕事おこしをしておられるということでは、この町の中での産業だという、そういう意味ですので、その2点、お答えいたします。

議 長(赤松孝一) 山添議員。

1 0 番(山添藤真) 第1回目の発言の中でご紹介させていただきましたように、2010年に発行されております選挙ビラの一番下には、「まちづくりの主人公は住民であり、住民が輝けば町が輝きます。皆様のお力やお知恵で協働のまちづくりを前進させましょう」というようなお話があります。先ほど町長がおっしゃいましたけれども、この協働のまちづくりというのは、行政と町民、あるいは町長と町民、そして町長と議会のある意味信頼関係の上に成立する、そうしたまちづくりの方向性だというふうに思っております。

先ほど、ご答弁は本当にいいんですけれども、下水道の話をさせていただきました。この下水道の話が、あるいは問題が発端となって、住民の方々とのある意味亀裂といいますか、不信感というのは確実にあるのではないかというふうに思っております。この町長が目指してこられた協働のまちづくりをやはり前進していただくためには、住民の人たちとの誤解を解き、あるいは謝罪をする、そうした機会をやはり設けていく中での、日々の取り組みの中で信頼関係というものがやはり回復をされ、そして協働のまちづくりというものが可能になっていくのではないかなというふうに思っておりますので、この点について、本当にきょうここではご答弁よろしいんですけれども、町民の方々にこの一連のてんまつといいますかを説明していただき、信頼を回復していただき、そして協働のまちづくりに町長なりの一歩を踏み出していただきたいなというふうに思っております。

この第1点目のマニフェストの達成度を問うについては、ちょっと議論が行ったり来たり、右 往左往したところもありましたけれども、これでおしまいにさせていただきたいというふうに思 います。

そして、第2点目に、平成26年度の予算編成方針の中での質疑をさせていただきました。このご答弁というのは、一般会計の予算の規模というのはまだ出すことができないというようなご答弁だったので、それは確かにそうかなというふうに思いましたので、この点については、また3月に質疑をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、この予算編成方針というのは、その1年度、次の1年度、来る1年度の町のある意味骨格を決める中での町長の大切な方針であります。その方針にやはり沿う形で、この予算編成の作業が進められていけばいいかなというふうに思いますので、この点については、重ね重ねになりますけれども、意見させていただきます。

本日の一般質問では、主に2点についてお話をというか、質問をさせていただきました。その中で、やはり一番大切だなというふうに思うのは、町長の方針、あるいは目指すまちづくりの姿であったりというのがどこに向いているのかを住民に指し示す、ある意味、住民にわかっていただくようなことがやっぱり必要なのかなというふうに思いましたので、この2件について質問をさせていただきました。以上です。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 先ほど、ちょっと私もヒートアップしてしまいましたけれども、住民の皆さんが、 やはりそれは非常に心配しておられることだと思います。当然のことながら、これのてんまつに ついてはきちっと報告をさせていただいて、その謝罪をさせていただきたいと思いますし、当然 私に対するペナルティー等も、これは必要なことだというふうに思っております。そうしたこと もきちっとした上で、皆さんにはご報告はさせていただきたいというふうに思っております。

早速、区長の皆さん方からも、そうした点について説明責任を果たすようにというようなこともいただいておりますので、形としてはどういう形になるかわかりませんが、できるだけ早い時期にそうしたことをやらせていただきたいと思います。これは本当に重要なことであり、今回のことについて信頼を失墜してしまったということについては、本当に心からおわびを申し上げたいというふうに思います。ご提言、ありがとうございました。

- 議 長(赤松孝一) 山添議員。
- 1 0 番(山添藤真) ちょっと私も誤解をされていたら嫌なので申し添えておきたいというふうに思うんですけれども、福祉の政策が悪いと言っていることではありません。その福祉を産業として捉えて、それを経済化するということをされるということ、されるといいますか、それを是認するということについては、ある意味、危険が伴うことなのかなというふうに思いましたので、その点については、この場をかりて申し添えておきたいなというふうに思います。以上です。
- 議 長(赤松孝一) これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

ここで55分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時55分)

議 長(赤松孝一) それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。 和田議員。

2 番(和田裕之) 失礼します。先ほどの熱い議論の後で恐縮ですが、精いっぱい頑張ってまいりま すので、よろしくお願いします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして、平成25年12月定例会の一 般質問をさせていただきます。

今回は、空き家対策について、この1件であります。

この問題につきましては、多くの町民の皆さんも問題意識を持っておられ、またこの議場でも多くの議員が質問してきた課題であると考えています。前回、私が質問をさせていただいたのは昨年の平成24年6月定例会であったと記憶をしており、今回で2度目の質問となります。そのときの定例会では、この問題について3人の議員が質問をいたしました。そのときのご答弁では、まずは実態調査をするという町長のご答弁であったと記憶をしており、その後2カ月にわたり調査をされ、職員さんのご尽力によって、与謝野町空き家実施調査の結果報告が発表をされたところであります。その後1年余り経過をしましたが、その結果を踏まえて今後の空き家対策の取り組みや課題について質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、この空き家問題が世間の関心を集め、問題視されるようになったのは、ここ数年であるというふうに理解をしております。しかし、空き家の増加自体はそれ以前からの傾向であり、5年に1回行われる総務省の住宅土地統計調査では、昭和33年以降、一貫してふえ続けてきた実態が明らかとなっています。最新時点である2008年の調査結果では、全国の空き家数は757万軒と、2008年までの10年間で約180万軒増加をし、空き家率は13.1%となり、実に7軒に1軒が空き家という現状であります。そのうち、腐朽、損壊戸数は180万軒もあります。

空き家といいましても、大きく4種類に分類をされ、1つ目は売却用住宅の空き家、2つ目は 賃貸用住宅の空き家、3つ目は二次的住宅の空き家、いわゆる別荘などであり、4つ目は、その 他の空き家、いわゆる住居者が高齢になり、転居をされたり、亡くなったりした住宅、また、建 てかえなどのために取り崩す予定になっている住宅、また、持ち主が行方不明の住宅などのさま ざまな住宅がその他の住宅に分類をされます。

空き家全体に占める各割合を見てみますと、売却用住宅が5.4%、賃貸用住宅が54.5%、二次的住宅が4.6%、その他の住宅が35.4%となっており、賃貸用住宅が過半数を占めていることがわかります。現状のまま推移をすれば、今から15年後の2028年には、空き家率は23.8%まで上昇すると言われております。

その他の住宅に分類される空き家のうち、特に問題なのが、住居者が何らかの理由により長期 不在になっており、管理がされず放置をされているなど、周辺住民へ迷惑になるなど、外部不経 済を発生させる空き家であります。管理不十分な空き家は、積雪や自然倒壊などの危険、放火な どの防災上の問題、強風による瓦、トタン、木片の飛散などによるけがなど災害の問題、ごみの 不法投棄、動物のすみか、害虫の繁殖地になるなど衛生上の問題、不審者や少年などのたまり場 になるなど防犯上の問題が挙げられております。

自治体が講ずる空き家対策としては、大きく2つの方向性が挙げられ、第1は、外部不経済を

もたらすような空き家の撤去を促進する方向であり、第2は、活用可能な空き家の有効利用を促していく方向性が重要であると言われております。今後、核家族化や単独世帯化の進展などに加え、人口減少を伴う少子高齢化が加速したことにより、さらに空き家が増加することが懸念をされております。空き家のもたらす問題の増加が懸念される一方で、地方圏においてはUターンや I ターンの需要増加や、空き家を活用しての地域活性化、地域コミュニティービジネスの需要や 社会福祉施設、また子育て支援施設等の地域サービス拠点の整備、歴史的な価値を持つ古民家の維持といったさまざまな需要も生まれてきております。しかし、人が暮らし、適正に管理される 建物は、町の価値を高める共通の財産となり、逆に人がいない適正に管理されない建物は、町の価値を失う共通の負債となってしまいます。人が暮らし続ける町であることが、町のあらゆる活力の源であり、個人の財産と捉えるのではなく、まちづくりの課題として捉え空き家対策をしていくことが、町としても重要な課題であると私は考えております。

そこで、当町での空き家対策について、次の点についてお伺いをしたいと思います。

- 1.与謝野町空き家実態調査の調査方法、空き家の軒数、状態はどうであったのか。
- 2.実態調査の所見、問題点をどのように考えられているか。また、その取り組みについて、どのようになったのか。
 - 3.空き家に関する苦情や要望、対応状況はどのようになっているのか。
 - 4. 空き家の増加による町民生活の影響をどのように考えられているのか。
 - 5.空き家バンクの必要性をどのように考えられているか。
 - 6.空き家適正化条例等の必要性をどのように考えられているか。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。ご答弁、よろしくお願いをいたします。

議 長(赤松孝一) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 和田議員のご質問、空き家対策についてお答えいたします。

この問題につきましては、以前からご質問をいただいておりますが、まず1点目の、与謝野町空き家実態調査の調査方法、空き家の件数・状態はどうだったかについてでございますが、昨年の8月1日から8月26日までの間において、個人もしくは法人が建築し、調査時点において居住・活用をしていないと見なされる建物を調査の対象として、約130名の職員により実施したものでございます。

その結果、町内全域で449戸の空き家や廃屋を概数として把握したところでございます。調査に当たりましては、私有地に立ち入ることができないため、公道等からの目視によるもので、 実際に空き家なのかどうなのか判断に困るものもあり、あくまでも概数の把握にとどまっております。

その目視による空き家の状態でございますが、損壊なしと思われるものが378戸、一部損壊ありのものが55戸、倒壊の恐れがありと思われるものが16戸でございました。

2点目の、実態調査の所見、問題点をどのように考えられているか。その後、改善された空き家はあるのかについてでございますが、まず実態調査の所見につきましては、449戸の概数のうち、居宅と思われる空き家が399戸あり、やはり居住の用としての必要がなくなり、後を引き継がれないままになっているものが多いと感じております。

また、実態調査の問題点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまで公道等からの目視によるものでございますので、空き家かどうかの見きわめやその痛みぐあいなどについては、その判断が難しい物件もあったものと推測をしております。

調査後に改善された空き家があるかどうかにつきましては、追跡調査まではできておりません ので、申しわけございませんが、把握いたしておりません。

3点目の、空き家に関する苦情や要望、対応状況はどのようになっているかについてでございますが、現状では、空き家等に関する苦情や要望は、その内容によって対応できる部署において処理をいたしております。しかしながら、ご承知の空き家等の苦情や要望は、防災、防犯、生活環境及び景観など、その内容は多岐にわたります。そのようなことを踏まえ、各課の縦割りでなく、横断的な体制を構築するため、与謝野町空き家等対策検討委員会設置要綱を制定し、庁舎内に検討委員会を設置しました。

今後は、この検討委員会において、空き家等の情報共有、課題等の整理をはじめ、空き家等の管理に係る助言、指導、勧告等を可能とする条例等の制定に関することや、その他検討すべき事項について具現化を図っていきたいと考えております。

また、京都府においても、自治振興課を事務局に、府内で参加を希望する市町村による空き家 解消協働プラットフォームが立ち上げられており、本町も参加をし、府内の空き家対策の課題や 対策について意見交換等を通じて、画一的な取り組みを進めております。

4点目の、空き家の増加による町民生活の影響をどのように考えられているかについてでございますが、やはり長い間放置され、管理不全になった空き家等は、さまざまな要素から周囲に危険を及ぼしかねないなどの影響があり、非常に憂慮する問題であると認識しております。

5点目の、空き家適正化条例等の必要性をどのように考えられているかについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、検討委員会での検討事項の中に、その対策を可能とする条例等の制定に関することを盛り込んでおりますので、今後において議論を重ね、京都府等とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

6点目の、空き家バンク等の必要性をどのように考えられているかについてでございますが、 空き家解消協働プラットフォームでの議論や、また大学の先生等による講演などでは、空き家対 策として、一つは除却、いわゆる取り壊し、もう一つは空き家を地域資源として転換し活用する ことが言われております。

現在、本町では、加悦地域にあります伝統的建造物群保存地区のちりめん街道において空き家情報登録制度を設け、地域の皆さんにご協力をいただきながら、空き家を地域資源として有効活用を図り、交流人口の拡大を推進し、地域への定住を促進することによって地域の活性化につなげる取り組みを始めています。今後、この制度も参考にしながら、空き家等対策検討委員会において検討を進めていきたいと考えております。

最後に7点目の、民家の有効活用等の取り組みが必要だと思うが、どのようにお考えかについては、先進地等の事例では、民家を改修して、店舗としての利活用を進めておられる自治体もございます。この取り組みは、空き家バンク等の取り組みにも共通する部分が多くありますので、空き家等対策検討委員会において、この2つの課題はリンクをさせて考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

- 議 長(赤松孝一) 和田議員。
- 2 番(和田裕之) ご答弁、ありがとうございました。それでは、2回目の質問をお願いいたします。 まず、7番目、抜けていまして失礼しました。ご答弁いただきました。

1つ目の質問ですけれども、空き家の軒数、状態というか状況についてご答弁をいただいたわけですが、大変多いなというふうに実感をしております。まず、調査に当たっては130名の職員さんにご協力いただいて調査をしていただいたということで、大変感謝をしております。ありがとうございました。

そこで、答弁にもありました。冒頭にも申し上げたように、全国の空き家というのも13.1%ということで、大変、7軒に1軒ということで多い状況というふうになっております。また、京都府の空き家というのは、空き家率、これが13.15%ということで、全国平均の平均値、これを上回っておるという状況であります。近畿圏管内、この2府5県では、一番多いのが和歌山ですね。これの空き家率が18%ということで、先ほど申したような二次的住宅ですね、別荘ですね、こういうのが多いということが高いという要因の一つになっているというふうに言われております。また、大阪では賃貸用の住宅、この関連の空き家が多いというふうに聞いております。

まず、そこで申し上げておくというか、お聞きをしたいのですが、私は、この空き家対策、これについては大変大きな課題、そして重要な課題であるというふうに考えております。そこで、 町長はどのようにこの問題について認識をしておられるのか。その点についてお聞きをしたいと 思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 先ほども申し上げましたけれども、こうした我が与謝野町等におきましても、大体449戸のうちの、居宅と思われる空き家が399戸ということでございまして、やはり居住の用として必要なくなった、跡取りさんがおいでにならなくて引き継がれないままになっているというふうなものが多いというふうに考えております。

今後そうした調査後どうするかについては、なかなかまだ、先ほど申し上げましたようなこと ぐらいと言ったらあれですけれども、非常に厳しいというふうに感じております。

- 議 長(赤松孝一) 和田議員。
- 2 番(和田裕之) 居宅ですね、399戸あるということで、さっきご答弁あったように厳しい状況 であるということでご答弁をいただきました。

私が言いたいのは、この空き家問題というのは、例えば農業でいえば、耕作放棄地ですね、これがふえているという状況です。農家個人が田んぼを守る、また農業経営に頑張るだけではやっていけない状況というふうになっております。これも地域ぐるみで、例えば福祉などの健康づくり、認知症対策、こういうことを与謝野町流の地域包括システムの取り組みで、例えば石川区なんかでは、地域の高齢者を訪問され支援に取り組んでおられるという状況です。また、交通対策ですね。これも町がバスを走らせて、交通弱者、これをなくす取り組みも始まってきております。このように空き家の対策というのは、先ほど申しましたように、農業でありますとか福祉、地

域交通、災害対策、地域経済、このような大きな課題、大きなこのような観点ですね、重要な課

題だというふうに私は考えております。その点についてお聞きをしたかったので、町長のお考え、 その点をお願いしたいと思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 先ほども申されましたように、そうしたものが活用できれば、それは非常に宝になりますし、活用できなければ、それは廃屋として朽ちるのを待つというような形になりますけれども、それを待つにしましても、ご近所の危険な建物となって、それぞれの地域の区長さん方も頭を抱えておられるこれは問題だろうと思いますし、小さいことからでも、一つ一つどうするかという、そういうことを考えていかなければならない、そういう時期に来ているというふうに思います。個人の財産をどうするかというような大きな問題もございますけれども、何らかの手だてをやはり打っていくということが必要かというふうに思っています。

活用するには、先ほどおっしゃったようないろんな方法があろうかと思いますけれども、まずそれを、一つ一つをどう解決していくかというような、一つの、先ほども申し上げましたような条例化するのがいいのかというとこら辺からもやはり検討していく必要があるというふうに思っております。

- 議 長(赤松孝一) 和田議員。
- 2 番(和田裕之) このような立場でちょっと質問を、1回目の質問を詳細に伺いたいかなというふ うに思っております。

前回の議会のご答弁では、防犯・防災上の観点からも問題があるというふうにご答弁をいただいております。その中で、実態調査ということで実施をしていただいたということで、担当課のほうでは、空き家の概数というのは一定の把握をされて、所有者とか管理に係る整理、また空き家としての建物の詳細な状況というものを調査する課題というものが山積しているというふうにおっしゃっとるわけです。

先ほどもありましたように、目視ということで実施をされたということで、今後この詳細な調査をするためには、どういった点が必要であるというふうに考えられていらっしゃるのか。その点をお願いしたいと思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 概数といいますか、それを把握した程度にとどまっておりますし、今後のことに つきましては、委員会のほうで副町長のほうが携わっておりますので、そちらのほうから答弁させていただきます。
- 議 長(赤松孝一) 堀口副町長。
- 副 町 長(堀口卓也) 与謝野町の空き家等対策検討委員会、私のほうで、私が委員長を仰せつかっておりますので、少し申し上げたいと思います。

先ほど町長がお答えさせていただきましたように、昨年8月の調査は、あくまでも職員が私有 地に立ち入らずに目視で調査をしたものであります。したがって、持ち主が誰であるかとか、あ るいは家の中の状況など詳細なことは全然わかっておりません。

ちょっとご質問からはそれますけども、先ほど和田議員が、福祉とか防災の取り組みを例に地域でのかかわりということをご質問されていましたけども、今後、より一層詳細なデータを集めていこうと思えば、隣近所、いわゆる地域でのご理解、ご協力が非常に重要になってくると思い

ます。この家は現在は空き家だけども、例えばお盆や正月には帰ってみえる。あるいは、月に一遍は帰って家の掃除をされているとかいう、そういった個々の家の状況は、やはり隣近所の方が一番詳しいと思います。それから、息子さんが京都市内におられてとかというのは、もうそういった細かいデータ、役場ではわからないようなデータも隣近所の方はよくご存じでありますので、今後この空き家対策を進めていく中では、地域のご理解、ご協力が本当に重要になってくると思います。

それから、やはり空き家対策につきましては、よく新聞紙上等でも言われていますように、全国的な問題、都市、地方を問わずに大きな問題になっておりますけども、やはり一番大きな壁と申しますのは、私有財産の壁だと思います。条例を制定したぐるめ、私有財産に直接町のほうが手を出すというところにつきましては、この間の議会のご質問の中で、土木事務所の建築主事の権限なんかも引き合いに出していろいろと申し上げておりますけども、実際問題それを運用していくとなれば、やはり私有財産の壁、これが一番大きなネックになってくると思います。

ちょっとご質問の趣旨と外れたかもしれませんし、的を射ない答弁になったかもしれませんけ ども、私のほうから少し説明をさせていただきました。

- 議 長(赤松孝一) 和田議員。
- 2 番(和田裕之) 副町長おっしゃいましたように、もちろん区でありますとか、地域のご協力、ご 理解、これは必要だなというふうに私も思っております。

私有財産の壁ということでもおっしゃいましたけれども、今後、詳細な調査をしていく上で、 冒頭にも言わはったように、立ち入りができないという状況になるわけです。これは区の役員さんであっても、近所の人であっても、ここに立ち入る、中に入るということは、これは不法侵入、さっきおっしゃったと思いますけども、いうことに当たるわけです。ですから、私は、今後深いというか、詳細なこの調査をする上では、条例、この中に立ち入りの権限というものを入れれば、詳細な調査ができるんではないかというふうに考えておるわけですが、この点なくして詳細な調査ができるというふうにお考えなのか、その点お願いしたいと思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) その件につきましても、副町長のほうから答えさせていただきます。
- 議 長(赤松孝一) 堀口副町長。
- 副 町 長(堀口卓也) 先ほど申し上げましたように、町として対策の検討委員会を立ち上げました。まだ 1 回会議を開いただけでありまして、町内の調査した結果の情報の共有をしたり、それから京都府の自治振興課を事務局にされていますこの協働プラットフォームの状況の情報を共有したり、それからちりめん街道での取り組みについても情報共有をしたという程度の段階でありまして、それ以上踏み込んだ議論はまだなされておりません。

ただ、そうは言うものの、議員もおっしゃいますように、これから冬場を迎えて、積雪がある中で、中には倒壊の心配がある家もあります。喫緊の課題だと思っていますので、とりあえず役場の中の情報を駆使して、とりあえずどなたの持ち物か、それから、その方の子供さんとか身内の方がどこにおられるのか、連絡はどうすれば連絡がつくのか、この辺につきましては、数が多いんで一遍にはできませんけども、急ぐものから対応する必要があると思いますし、京都府の協働プラットフォームでの議論を待つんじゃなくて、できることから町のほうでも考えてまいりた

いというふうに思っております。

- 議 長(赤松孝一) 和田議員。
- 2 番 (和田裕之) 喫緊の課題であるということで理解していただいている点、その点はありがたい なと思います。

本当に先ほどおっしゃいますように、倒壊、雪が降ってきて一番気になるのは倒壊ですね、積雪による。そういった被害が出る可能性もありますので、今、実態調査をしていただいて、これから条例というものは必要になってくる。条例というのは、最終的なあれとしては代執行ですね、というのが目的であるのかもしれないですけど、今の段階でやっぱりその条例をつくっていくことによって前向きに進んでいくことができるん違うかなということで、検討委員会の中でも十分議論して研究していっていただきたいなというふうに思っております。

3つ目なんですが、当町での苦情、要望ですね。具体的に、先ほど倒壊の危険があるとかということもおっしゃったんですけれども、そのほか要望だとか、こういう危険があるんじゃないかとかいう、そういったようなことが苦情として連絡があるということは把握をされておるんでしょうか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 具体的な件につきましては、奥野課長のほうから説明させます。
- 議 長(赤松孝一) 奥野総務課長。
- 総務課長(奥野 稔) 空き家対策ということで、担当課として、ちょっと答弁をさせていただきます。

今、町長のほうから答弁がございました。それから、副町長のほうからも答弁がございました。ちょっと踏み込んだことを申し上げるかもわかりませんけども、まず1点、京都府とのプラットフォームということを町長の答弁でございました。これは、今17市町村、京都市をはじめ、それから京都府の自治振興課をはじめとします京都府との関連課で協議をしておるところでございます。

もう議員おっしゃいますように、空き家の対策の課題は、もう整理がつかないほどいろいろございます。所沢市が、まず第1番に条例を設けました。ペナルティーを科しました。そうした中で、条例がなかなか機能しないといったことがございます。それは除却する費用の問題で、住民訴訟やいろんなことが起こってきております。そうした中で、いわゆる条例を設けたとしても、最終的ないわゆる結果が出ないといったこともございます。

今言われていますのは、ある中の除却だとか対策でなしに、いかに今後の条例、それから今後の自治体が取り組んでいくのは、いわゆる地域住民との協力のもとに、いかに未然の対策、未然防止の対策がとれるかということが今論点になっております。そうしたことも含めまして、庁舎内には福祉、いろんな関係課との対策委員会というのを設けました。今この対策委員会では具体的な、今、副町長が言いましたように、議論はいたしておりません。といいますのは、先ほど申し上げましたプラットフォームといった京都府との情報交換の中で、いわゆる今、議員がおっしゃったように、立入検査をするには条例が必要ではないかといった議論もいたしております。そういった体制づくり、それから調査、それから支援策、そういったものを今議論をいたしておるところでございます。

また、国会におきましては、ある党の議員が法制化を急ぐというふうな情報もいただいており

ます。それから、京都府におかれましてはどのような対策をとられるかわかりませんけども、これは全国、それから京都府全体の課題ということで、府のほうでも条例化ということになるかもわかりませんけど、そういったことも含めて今議論をさせていただいております。

なかなか住民の協力、それは、住民の協力というのは、持っている方の協力と自覚と意識がないとなかなかこういったことが進まないということがございます。それから、また自治体におきましてもいろんな建築基準法、いろんな問題がございます。代執行の問題もございます。そうした中で、自治体でもそれなりのマンパワーをとった対策的な課を持っていくという、これマンパワーの問題もございます。そういったことも含めて大変課題が多いんですけども、なかなか放置できない問題という、国民的課題だというふうに言われております。そういった意識づけでおります。

そうした中で、今、議員のご質問のありました、確かにそういった苦情は数件ございます。なかなか今私有財産の壁で、それからもう1点、個人情報の問題といったものも大きな課題でございます。そういったところで今取り組みを進めているところで、全体的なことで申しわけございませんけども、答弁とさせていただきます。

- 議 長(赤松孝一) 和田議員。
- 2 番(和田裕之) ありがとうございます。先ほど課長がおっしゃいましたように、2010年に所 沢市ですね、条例を制定された。これ一番最初ということです。ここでもやっぱり法的根拠がな いということで、そこがネックとなって危機管理課防災対策室というのをつくられて、条例を制 定されて、勧告をしたりだとか、指導をしたりだとかということをされまして、最終的に年間数 軒あった空き家なんですけど、自主的な空き家の撤去というのが10軒以上できたということで、 自主的な撤去ですね。これをつくっていただいたほうが、やっぱり自主的な撤去もふえていくん 違うかなというふうに思っております。

先ほど課長がおっしゃっていた国会ですね。議員のほうで、10月15日だったか何かの臨時 国会で、固定資産税の優遇措置だとか、そういうことを出される予定だったかもわからんのです けど、その件については、ちょっとまだ私も情報がないんですけれども。京都府とも連携をして いただいて、それだけではちょっとやっぱり、町としてもやっぱり考えていっていただかないと 解決できる問題ではないと思っておりますので、早急に町民の安心・安全のために対応していた だきたいなというふうに考えております。

いつとはあれなんですけれども、検討委員会の中で議論をされているということですけども、 今後、めどとしてはどの程度をめどで条例制定していただくとか、対応していただくということ を検討されていますでしょうか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 何年度までにということにはなりませんけども、先ほど申し上げましたように喫 緊の課題でございますので、来年度、早速取りかかってまいりたいというふうに思っております。
- 議 長(赤松孝一) 和田議員。
- 2 番(和田裕之) 実態調査も実施をしていただきましたし、今、町長のご答弁で、来年度、本格的 にやっていただくということで、私も安心をしております。

先ほどから申していますように、私有財産ということだけでなく、町の財産、地域の財産とし

て保全していくということが大事だというふうに考えております。また、町として地域と一緒になって取り組みができるよう、その仕組みづくりも本格的に始めていただく必要があるというふうに思っております。この取り組みも、おくれれば対策が困難になり、また早急にしていただくことが、問題を大きくしないということにもつながっていくというふうに思いますんで、ぜひよるしくお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長(赤松孝一) これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

中途半端な時間になりましたが、よろしいでしょうか、皆さん。続行していいでしょうか。 (「お任せします」の声あり)

議 長(赤松孝一) 皆さん、どうでしょうか。ちょっと早いですけど、お昼の休憩してもいいでしょうか。早過ぎますか。まだ続行したらよろしいか。

(「続行」の声あり)

議 長(赤松孝一) 続行。それでは、引き続き一般質問を行います。

次に、17番、今田博文議員の一般質問を許します。

今田議員。

1 7 番(今田博文) それでは、第53回12月定例会におきまして、一般質問をさせていただきたい というふうに思っています。

今回の一般質問は、町の活性化策について。もう1点が、下水道の分担金・負担金の問題について質問をします。

まず1点目の、活性化策の推進について伺います。

町の活性化や企業誘致、雇用の問題は、この議会でも多くの発言があり、提案もされてきました。しかし、町の活力や雇用の拡大には至らず、町民の所得は京都府下でも2番目に低い町になりました。人口も、合併時に2万5,720人ありましたが、平成25年3月末では2万3,780人となり、1,940人の減少となっています。

本町の基幹産業は、農業と織物業であります。また、歴史や文化の薫り豊かな地域でもあります。農業分野では、特色ある農業として、京の豆っこ肥料を使った米づくりは大手スーパーなどでも取り扱いがされ、徐々にではありますが、広がりを見せるようになってきました。丹後産コシヒカリは、食味ランキングで9回も特Aを獲得しています。しかし、特Aを獲得した評価が販路拡大や販売価格に結びついていない現状であります。加えて、農業の担い手の平均年齢は70歳であり、高齢化が進行しています。新たな担い手や新規就農者の確保、農地の集積にも力を入れなければなりません。農業は水源涵養、景観形成など多面的な要素の機能があり、なくてはならない産業であることは間違いありません。

また、森林は町の面積の76%を占めています。近年、森林の重要性が見直され、地球温暖化防止などの環境保全や森林を守り育てる取り組みが見直されていますが、町の活性化に結びつくような大きな流れにはなっていません。

織物である丹後ちりめんも、最盛期、1,000万反を生産していましたが、現在は当時の5%である50万反を割るような状況であります。織物の総合産地化やブランド化も叫ばれて久しいわけですが、実現にはほど遠い環境にあります。従事者の高齢化、関連業種の減少や廃業、後継者不足など、生産の維持さえ難しく、技術を継承することさえ困難な状況にあります。

また、観光面でも、昭和モダンとシルクの里にこだわり、美心与謝野ブランドとしての取り組み、観光資源を活用した誘客作戦など、観光の振興や入り込み客の増加にはつながっていません。これらの地場産業や農業、また観光を見ても、町の活性化をどのように推進していくのか、難しい状況下にあります。しかし、どこかに活路を見出し、町に元気を取り戻さなければ、町の将来はありません。地域を変えようという時代感覚を持ち、新しいものにチャレンジしようとしなければ、地域変革力は生まれないと思います。

課題発見には2つのアプローチがあると言われています。一つは、現状から課題を発見していく。これは、目の前の課題をどう解決するのか。それを解決したら、次の課題にどう対応するのか。即効性はありますが、将来がどうなるのかが見えてきません。もう一つは、未来から課題を発見することです。これをバックキャスティング・アプローチというそうであります。そして、新しい人材の登用で突破口を切り開いていくのも一つの手法ではないかと思います。長年一つの組織の中にいますと、その枠を超えた思いや発想がなかなか出てこないものであります。そんな固定観念を越えるような刺激が要るのではないかと思っています。

そこで、次の3点について質問します。

町を活性化していくには、どのような手法や手だてがあるのか。お考えや方策があれば聞かせていただきたいと思います。

次に、地場産業の活性化やブランド化、また定住促進の取り組みについて、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

3点目に、職員の中途採用について、一定の社会経験を積んだ人材を採用して活性化を図ってはどうかと思っていますが、いかがお考えでしょうか。

次に、下水道の問題について質問します。

受益者分担金・負担金の2,660万円が不納欠損されました。合併前の平成14年から消滅 時効が完成していましたが、平成25年3月までの間、放置されて、平成24年度決算において 2,660万円が不納欠損されました。議会も、町長に対して、ことしの5月に全員協議会のま とめとして、3項目にわたり申し入れをしてきました。

1点目は、法律上、不納欠損はやむを得ない処置であるが、行政の公債権徴収義務を大きく逸脱した件であり、不納欠損処理を容認することはまことに遺憾であるが、法にはかり処理すべきであり、やむを得ない。

2点目は、行政として町民への説明責任を果たされたいということであります。不納欠損処理 を行う際は、町民に謝罪と、みずからの罰則を公表すべきである。また、議会として執行責任は ないといえども、チェック機能が果たせなかったことについての責任は検討する。

3点目、6月の常任委員会で、滞納整理について現状を聴取し、調査研究していく。今回、議会としてチェック機能が果たせなかったことをかんがみ、時効を含めた滞納整理の現況を調査し、議会としての役割を果たしていき、各常任委員会において調査をしてきました。その後、9月議会において、町長の減給10%、3カ月、副町長、5%、3カ月の専決処分が提出されましたが、否決になりました。新たに6カ月を加えた町長の減給10%、9カ月、64万2,000円、副町長、5%、9カ月、26万2,000円、合わせて90万4,000円と決まりました。担当課への処分は、課長へは戒告、主幹へは訓告でありました。

以上を踏まえ、次の3点について質問します。

まず1点目、町長、副町長の減給、担当課への処分について妥当だったと考えているのかどうか伺います。また、職員への懲戒処分は、合併してから現在までどのような問題で、どんな処分をしてきたのか。また、それに伴う管理者責任も含めて報告をしていただきたいと思います。

2点目は、町民の不公平感についてであります。昨年に引き続き、ことしも議会懇談会を開催して、町民の皆さんの意見を直接聞かせていただくため、町内11カ所で開催をいたしました。その懇談会の中でも、今回の下水道の不納欠損に対する町民の皆さんの怒りは相当なものがあります。既に支払った人との不公平感に対する問題、適切な事務処理を怠った行政への不信感、そして、議会に対してしっかりチェックができてこなかったことに対する不満や怒りの声が渦巻いています。この不信感や不公平感を少しでも払拭する手だてについて、どのように考えておられるのかお聞きをします。

3点目は、不納欠損の金額は2,668万7,636円であります。加悦が13人、74万1,540円、岩滝、43人、503万1,626円、野田川、149人、2,091万4,470円と圧倒的に野田川が多いわけであります。全体の78%を占めています。なぜ野田川が極端に多いのでしょうか。

以上、答弁を求めて1回目の質問といたします。

議 長(赤松孝一) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 今田議員ご質問の1番目、活性化策の推進についてお答えいたします。

1点目に、町を活性化するにはどのような手法や手だてがあるのか、方策があればということでございますが、まちづくりは360度であり、手だてとしては、個別にこのことをしたから町が活性化するといったものではなく、総合的な施策を効果的に推進することが大事ではないかと考えております。また、その手法としては、総合計画に、「自助・共助・商助・公助による協働のまちづくり」を掲げていますように、行政だけがまちづくりの担い手ではなく、いろいろな分野で住民の皆さん一人一人が担い手となって、自分でやること、共同してやること、事業活動を通じてやることをしっかり意識し実践していただけるよう、その環境づくりをまちづくりに参画する意欲を高めていくことが大事であり、それが行政に与えられた課題ではないかというふうに考えております。

次に2点目のご質問、地場産業の活性化やブランド化、定住促進の取り組みについてお答えい たします。

産業振興会議において、現在、町への提言書をまとめられている最終局面にあり、地場産業の活性化やブランド化に向けたご提言をいただけるものとお聞きいたしております。大変期待をいたしているところでございます。この提言を受けまして、これまで取り組んでまいりました優良産品認定制度や、地場産業活性化のための各種支援策をさらに充実させる取り組みへと発展させてまいりたいというふうに考えております。なお、優良産品認定制度については、産業振興会議でのご議論を踏まえまして、今年度内に認定がえを実施することとしており、認定後を見据えた事業展開を考えております。

一方、定住促進については、京都府丹後広域振興局内にUターンセンターを設置し、U・Iタ

ーン希望者の定住促進や北部への就職希望者への支援を行っており、当町も町ホームページへの 掲載や成人式での資料配付、また、たんご就職フェアでは登録・相談コーナーの開設など、連携 協力し取り組みを行っております。

単に商工業の活性化だけではなく、観光・農業・福祉・医療・教育・保育などさまざまな分野 が連携することで、それらの取り組みの効果があらわれてくるものというふうに考えております。

最後に3点目の、職員の中途採用について、一定の社会経験を積んだ人材を採用して、現状を 打破するような発想を取り入れて活性化を図るべきだと思うが、いかがお考えかについてお答え いたします。

議員ご指摘のとおり、一定の社会経験や民間企業での職場経験などを積まれた人材は、新しい職場にも早期に対応できる可能性があり、また、より効率のよい仕事の方法を提案してくれることも期待できると思います。しかしながら、一方では、いわゆる前職での経験が身に染まっていますので、公務員としての気風に順応しにくいことも否めないと思います。

本町での新規採用の人材は、一定の社会経験を積んだ者の採用もありますが、多くは新規学卒者であり、社会人としていわゆる経験がないところからスタートとなりますので、一から指導・教育が必要です。しかし、知識や経験がない分、素直に仕事を覚え、公務員として忠実に成長してくれているという期待がございます。

いずれにいたしましても、新規採用、中途採用、それぞれのメリット・デメリットはあろうかと思いますが、今の私の考えは、やはり若い人の雇用の場を確保する意味からも新規採用で人材を求めたいと思っています。若い力のフレッシュな感覚が、今後のまちづくりには重要と考えています。

ただ、中途採用とは意味合いは違いますが、職員の再任用制度を整備、導入し、役場を一旦定年退職等された方を再任用職員として採用して、民間における技術の伝承と同時に、その貴重な経験を生かして若手職員の人材育成にも威力を発揮していただき、職場の活性化を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

次に、2番目の下水道の負担金・分担金問題についての第1点目、町長・副町長の減給、担当 課への処分について妥当だったと考えているのか。また、職員への懲戒処分は現在まで、どのような問題で、どのような処分をしてきたのか。それに伴う管理者責任も含めて報告願いたいにお答えいたします。

下水道負担金・分担金の不納欠損処分の問題につきましては、町民の皆様に大変ご迷惑をおかけし、まことに申しわけございませんでした。改めて心からおわびを申し上げます。

この問題に関しましては、私の給料月額を10%、副町長は5%減額する措置をそれぞれ9カ 月間行うこととさせていただき、また、下水道課長を懲戒処分に当たる戒告処分とし、さらに事 務担当の主幹及び係長を、懲戒処分に当たりませんが、文書による訓告をいたしたところでござ います。

この一連の処分が妥当だったと考えているのかとのご質問ですが、私と副町長の給料月額の減額措置につきましては、その責任を明確にするために行ったものでございますし、また、担当課長等の処分につきましては、与謝野町職員の懲戒処分等に関する指針に規定する事項に照らして行ったものでございまして、それぞれの処分は妥当なものと考えております。

また、合併後、現在までの職員の懲戒処分につきましては、いわゆる汚職による免職処分が2人、公金の取り扱い不適切による減給処分が1人、部下の監督不行き届きによる減給処分が2人、同じく部下の監督不行き届きによる戒告処分が6人、非行・信用失墜による停職処分が1人、部下の公用自動車交通事故等の監督不行き届きによる戒告処分が2人、臨時職員の解雇処分が1名の計15名となっております。

職員の懲戒処分に伴います私どもの管理者責任についてでございますが、平成23年度の国民健康保険税の課税資料入力誤り等で処分を行った際に、私の給料月額を10%減額する措置を2カ月、副町長の給料月額を10%減額する措置を1カ月行い、昨年の教育委員会事務局職員による汚職事件の際には、私の給料月額を10%、副町長は5%減額する措置をそれぞれ1カ月行っておりますので、ご報告とさせていただきます。

次に、2点目の、既に支払った人の不公平感を少しでも払拭する手だてについて、どのように考えているかについてでございますが、時効が法律上の絶対的なものである以上、大変厳しいと考えておりますが、顧問弁護士とも相談しながら、研究はしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、3点目の消滅時効の完成が、野田川が圧倒的に多いのはなぜかについてでございますが、あくまでも私見でございますが、旧加悦町では隣組集金により公金の集金が行われておりましたので、滞納額そのものが少なく、結果的に消滅時効の額も非常に少額であったのではと、また、旧岩滝町では、結果的に下水道の利用が見込める土地が受益者負担金の賦課対象であったことが原因なのではないかと思われますし、このことから、旧加悦町より多いものの、旧野田川町と比べると滞納額が少なく、消滅時効の額も少ないのではないかというふうに推測をされます。

一方、旧野田川町では、旧町時代の面整備の方針として、供用開始初期の空水量をできるだけ減らすために、面整備を急ピッチで進め、接続可能戸数をふやすことで接続戸数を確保しようとした結果、初期段階での受益者分担金納付対象者が他の2町に比べて非常に多かったことが原因ではないかと推測されます。

また、旧3町ともに共通したことでありますが、受益者負担金・分担金の徴収に当たって、行政主導で推進している下水道事業に対して受益者負担金・分担金を支払うこと、また、利用する予定のない下水道に対して受益者負担金・分担金を支払うことに異議を唱えて納付の理解がなかなか得られない状況がありました。旧野田川町では、そういった方の割合が非常に多かったのではないかと推測されます。

以上で、今田議員への答弁とさせていただきます。

議 長(赤松孝一) それでは、ここでまことに途中でありますが、休憩をいたします。

午後からは、13時30分から引き続き続行いたします。

なお、13時から議会運営委員会が開会されますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時30分)

議 長(赤松孝一) それでは、皆さん、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中の一般質問を続行いたしますので、今田議員の質問から入ります。静かにお願いします。 今田議員。 1 7 番(今田博文) それぞれご答弁をいただきました。活性化の方策として、町長は、自助・共助であるとか、あるいは一人一人の意欲、そういうものに期待して町が応援したいと、こういう趣旨だったというふうに思っています。この議会での、こういう町の活性化だとか、あるいは産業振興だとか、企業誘致だとか、雇用だとか、そういう問題が出るたびに、必ず町長はこういう形で、一人一人のそういうやる気に期待して、町がそれに応援をしていくんだと、こういう答弁をいただいております。これ、私の予想したとおりの答弁です。

これ一つの例を申し上げます。長野県の川上村というところがあるんですね。ご存じかもわかりません。ここは標高が1,200メートル、非常に標高の高い村なんです。昔は出稼ぎに行くほど非常に貧しい村だったんです。ところが、今はここに多くの若者が住み、子供も生まれ、実に若い嫁さんの7割が県外から来ると、こういう村になったんです。それは何かといえば、農業なんですね。これ、レタスをつくっているんです。レタスをつくって、それを販売していると。多い農家では、年商5,000万円。非常に大きな売り上げをして、そうして一旦、若い者が外へ出るんですけど、村の外へ、必ず年ごろになると帰ってきて、その農家の後を継いで、嫁さんをもらって子供を生み、そしてその地域で暮らしている。農業従事者、実に20代から40代の農業従事者が全国の5倍とある。非常に活気のある村なんですね。

なぜこういうことになったのかといえば、これ、もとは村の支援があったんです。やっぱり村長がこういうことで村を引っ張っていこう、活性化しようと、こういうことが発端だったんですよ。そして、そのことについて、この村もCATVがあるそうです。そのレタスの情報をどんどん流したんですよ。それを受けた農家の人、村民が努力し、研究し、そうしてこういう今の村になったと。もとは村が種をまいたんですよ。

町長のおっしゃることもよくわかるんです。しかし、今これだけ景気が悪い、仕事がない、若者がいない、人口が減っている。町が種をまく必要があるんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 今田議員さんのそのストレートなご質問について、今、町が種をまく時期ではないかと。まさしくそのとおりだと思いますし、そうしたことを今進行しつつあるというふうに思っております。こうした第一次産業等で支えられた農業にしても林業にしても、そうしたことを、そこの町にしかない、そこの村にしかないことをやっぱり売り出していくということが大事だと思いますので、幸いにして、与謝野町は第一次産業、林業はなかなか進んでいませんけれども、農業については、町も豆っこの肥料をつくるのに協力したり、また、そのことによって、旧町時代から引き継いで藤野さんが来ていただいて、その大豆をどうするかということで、農家の方たちが、日本でも農林水産大臣賞の指定といいますか、そうした取り組みに対して目を向けていただけるようなあれをいただいたり、これはもちろん農家の方のご努力だったりするわけですから、またそうしたことに興味を持ってこの町に移り住んできてもらっている方もあるというふうに思っています。

第一次産業だけではなしに、幸いなことに与謝野町は織物業という、かつて大変この町を支えてきた織物業もございます。確かに一時よりは衰退したとはいえ、全国でもちりめんの産地としては、もうピカーの地域だと思います。

そうしたものを、やはりここの町にある資源を何とか生かして、そして次の産業振興につなげていく、町の活性化につなげていくという、そうした種を今、自助・共助・商助・公助の中で一生懸命皆さんと一緒に田を耕しながら種をまきつつ、さあ、いよいよこれから芽が出てくるときではないかというふうに思っています。そのときには、当然それぞれの役割の中でどういう部分を行政が担っていけばいいかというようなことも、もっともっと明らかになるでしょうし、また我々もそれに対して力を入れていくと。町がやはりそうした、海の京都を見てもしかりですけれども、やはり与謝野町さんはどこを拠点にするのですかと言われたときに、やっぱり町としてはここというものをきちんと決めて、そしてそれを盛り立てていく、そうした方策を皆さんと一緒にやっていくということが大事だというふうに思っていますし、ある程度、チャンスとしては今そういう時期に来ているというふうに思っております。

いろいろとそれには時間がかかるでしょうけれども、いろんな分野で、与謝野町の町民の方が 直接かかわる中でのそういうものができ上がってきているということについては、今田さんがお っしゃるように、今、種をまくときではないか、あるいは、その種をまきつつあるときだという ふうに認識をいたしております。

議 長(赤松孝一) 今田議員。

1 7 番(今田博文) 言いたいこともあるんですが、最後まで行きそうにありませんので、次に行きます。

今、行政が抱えている問題というのはたくさんあるんですね。ただ、一つの課、あるいは一つの部署でできるような問題ではなしに、やはり行政が一丸となって取り組まなければならない問題が山積をしています。この定住促進、私、質問申し上げましたけれども、リターンセンターだとか、町のホームページに載せとるとか、就職フェアでどうのこうの、全くこれではだめだと思っているんですね、私は。こんな問題ではないんですよ、定住促進を進めようとすれば。これは全課で取り組んで、職員全員がそのことに向かって日々の業務をしていくと、こういうことなんですよ。今、縦割り行政だと言われているんですね。縦割りでは、自分の部署だけですよ。自分の仕事だけ。それをしていたら、自分の役割は済むんですよ。だけど、これからはそんなわけにはいきません。総合的に課題を解決していかなければならない問題というのがたくさんあるんです。

そうしたら、どうしていくのか。これよく言われるんですが、縦割りの中に横串を入れるんですね。横串とは何か。例えば、若者の定住をどうしていこうとか、あるいは協働のまちづくりをどうしようとか、住民の健康づくりをどうしようとか、そういう総合的に施策を打つ、やらなければならないことを皆に職務として与えるんですよ。それは、事務文書表というのを配っておられます。あそこには自分の仕事しか書いていないんですね。そこに全課を挙げてやる仕事を全部書く。町が今課題として取り組み、これは何としてもなし遂げていかなければならないという問題を全部そこに入れるんですよ。そうすれば、これも自分がかかわり、自分の仕事だと思うんですよ。例えば、企業誘致でもそうです。雇用の問題でもそうです。そういうことを皆、仕事の中で考えてくださいと。そうすれば、みんな仕事になるんですよ。

例えば、健康づくりなんたって、建設課は関係ないと思うでしょ。関係あるんですよ、建設課 も。これは一つの例ですが、例えば道路をつくる。そうしたら、その歩道のところに、例えば白 線を引くんですよ。例えば、ここまで50メートル、ここまで100メートル。次は200メートル。そうすれば、その側線白線を使って、自分が早歩きをしたり、あるいはジョギングをしたり、一つの健康づくりの目安、バロメーターになるんですよ。やっぱりそういうふうにして、町の今抱えている大きな課題は事務文書表に入れてください。これいかがですか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) まさしく、先ほど縦串だけではなく横串を入れるということをおっしゃいました。 実際には、表には出ていないとはおかしいですけど、内部の中では、そういった考え方でいるい ると問題を解決するために、いろんな情報を共有することをはじめ、そうしたものの課題を挙げ て、それを検討していくというようなことは、もう日々行っているというふうに私は思っており ます。

先ほど来、職員のみんなで住宅空き家を探したというのも、担当課だけではなしに、全体でやはりこの町の様子を職員みずからも知るということを目的に持って、そうした時間を割いた中での職員も理解をし、協力をしてくれているというふうに思っております。問題課題について、当然いろんな事業をしますときには、各課、直接関係ある課は、その時々に応じてプロジェクトをつくって、そしてその推進をやっておりますし、そのほかのことでも、情報をできるだけ共有するために、庁内の回覧板で全職員のところに、出先はちょっとあれですけども、届くような方法でそれぞれがやっております。そのことで、どうしても協力が欲しい、あるいはこういうことで会議を開くというようなことについては、それぞれの担当課が中心になって、そうしたことへの取り組みをやっております。

いろんな事業がある中で、やはり全体で取り組むべきものは、そうした形でのお知らせがしてありますけれども、なかなかそれを自分の問題として職員がどこまで捉えているか、また、そのことをどう知らせていくかということについては、まだまだ努力が足らないというふうには思っております。

- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) いや、そのときではだめなんですよ。このことを頑張ろうというときではだめなんです。常日ごろから、自分の仕事、業務としてそういうことを入れてくださいというふうに言っているんです。まあいいです。次へ行きます。

中途採用の件で、そんなことは全く考えていないというふうな答弁でした。それは、町長の答弁はそうかもわかりません。しかし、今この与謝野町に何が必要なのか、お考えになったことありますか。これは、手短に言いますけれども、徳川幕府が300年の鎖国から、なぜ開国に転じたかと、これですよ。これ黒船が来たからですよ。黒船が来たから、開国せざるを得なかったんですよ。今、与謝野町にとって、私は黒船が要るんではないかというふうに思っているんです。その黒船は何かといえば、ここで申し上げた、一定の経験を積んだいわゆる職員。ここの役場のこの機構の中で、卒業してからずっとこの場所におるんではなく、違う部署で、違う分野で働いてこられ、新しい気風や発想を持った人が必要になるというふうに思っています。それが黒船だと私は思っているんですが、町長、そのように思われませんか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) ちょっとその黒船問題の前に、ちょっと答弁が間違って伝わっているんではない

かなと思うんですけれども、与謝野町も中途採用はしております。実際にいろんな専門分野での 人の中途採用というのは行っております。全くないということではございません。それと、再任 用をしていこうというような考え方です。そこはちょっとご訂正いただきたいと思います。

私自身は、黒船はもうもっと前に来ているというふうに思っているんです。来ているけれども、なかなかそれに気づかないということでもないですけれども、じわじわと責め寄ってきているような、突然バッとあらわれてというような形にはなりませんけれども、そういうことかなと。例えていえば。

それにしましても、大変危機的な状況にあるということは、同じふうに考えております。

議 長(赤松孝一) 今田議員。

1 7 番(今田博文) よくわかったようで、わかりません。中途採用されていることは、専門職というか、技術職であるということは、私もそれなりにわかっています。しかし、一般マネジメントはないでしょう。そういうところに風を入れるべきではないかということを私は言っているんです。いいです、もう。迫っていますので、もう。もう時間が10分しかなくなってきましたので、また機会がありましたら、この問題はさせていただきたいというふうに思っています。

それでは、下水問題です。平成25年3月に、いわゆる調査が完了した。去年の9月に議会から指摘を受けて、それから半年かかって、ずっと調査をされてきました。ことしの3月に調査が完了した。どの方がどれだけ未納している、どうなっている、それを全て把握されたんですね。それを町長に上げておられます。現実はこうです。こういう形で未納者、滞納者があります。そういうことは全て、町長はこの3月の時点で把握をされておったというふうに思っております。

その後、議会には2,660万円の不納欠損があるというふうなことは説明を受けて、そして 我々も問題提起をしたり、あるいは、この間は議会懇談会で11地区を回って、住民の皆さんか ら大きな不満や、怒りや、不信の声を聞かせていただきました。

そのときに、そのときというのが3月ですね。そのときに、今回新聞にも出ました220万円、いわゆる5年を過ぎて、収入してはならない、もらってはならない下水道の分担金があった、負担金があった、それが220万円です。そこで、この問題をどうしようということで相談をされたというふうに聞いています。それは、町長、副町長、下水道課長、下水道の主幹、この4人でどうしようというふうに相談をされたそうです。ここでこの問題がわかると、またややこしくなるから隠しておこうと、知らせずにおこうと、こういう相談をされたと。なぜここで隠そうとされたんですか。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) 今おっしゃったことは、その4人で相談をいたしました。そのときは、この受益者分担金の消滅時効が完成した後、それはもう存在しないというふうに議会でも答弁をさせていただきました。それに至ったという一つの理由は、時効が来て返還できない方がある中で、返還できる方と返還できない方の間で新たな不公平感が生まれるということと、それから、時効が来て徴収ができなくなるという不公平感に加えて、返還することで不公平感が拡大するんではないかなという懸念がされるということと、それから、納期限からおくれたというものの、誠実かつ円満に納入していただいたものをあえて返還することに疑義を持たれないかといったようなことで誤った判断をして、そういった答弁をさせていただいたということでございます。隠すとか隠

さないではなしに、その220万円についての、どう対応すればいいのか、どう処置をすればいいのかということが、その時点では我々は承知ができておりませんでしたので、それらのこともあわせてきっちりと整理がしたいという思いのほうが、まずはその消滅時効の完成を成立させたいと、平成24年度中に不納欠損処分をしたいということのほうがまず頭にありましたので、それらについては、少し横といいますか、もう少し考えたり調査した上でというふうな思いで、その時点ではそういう答えをしてしまいました。

それについては、せんだっても申し上げましたように、その時点できっちりと皆さん方に報告をさせていただいていればよかったんですけれども、そうしたことにその時点ではできておりませんでしたので、法的にどうであるのか、またそのことがどういうことなのかということをもう少し突っ込んで整理がされていればよかったかなと、そうしたことが希薄だったということについては反省をいたしております。

- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) 隠していない、あるいは、十分認識がなかったから調査する時間が欲しかった、 そんなことは通りませんよ。だったら、もっと早く、なぜみずから公表しないんですか。考える 時間なんか、まだありましたよ、3月から。今12月ですよ。これは意図的に隠された隠蔽工作 としか言いようがない。そのように思われませんか。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 事実、結果的にはそういうことになっているということは、そういうご指摘を受けても、そのことは申しわけないというふうに思っております。
- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) これが調査をする時間が欲しかったということであれば、3月から今日までの答 弁の中で、ほかにはない、もうありませんということは言えないはずですよ。まだ十分調査しな ければならないことが残っているから、その結果が出たら、これは皆さんに報告しますという答 弁なら、それは納得できますよ。だけども、もう何もありません、これ以上ありません、そうい う答弁をずっと繰り返してこられて、そして今になって調査の時間が欲しかったと。こんなこと は、通用はしません。それは、町長が思っておられるだけだというふうに思っています。これは、 町民に対する背任行為です。町民を裏切ったと言われても、私は仕方のない事案ではないかなと いうふうに思っています。そういった意味では、町長の道義的、あるいは政治的責任というのは 非常に重たいものがあるのではないかなというふうに思っていますが、そこはどのように思って おられますか。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) その責任は大変重たいというふうに思っております。私の誤った判断によって、こうした混乱を起こしてしまったということでございますので、その責めは受けることが必要だというふうにも思っております。法に基づいたそうした厳格な対応ができなかったこと、また事実を全ておっしゃるように明らかにして、そして問題を根本から解決する、そういった姿勢が大変希薄であったということでございます。その点については、もう本当に深く反省をしておりまして、おわびをするという、自分自身にやっぱりそのことは、みずからの責任は大変大きいものがあるというふうに思っております。

- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) 大きな判断ミスをしたと、こういう表現を町長されているんですが、4人が一堂に会して、この問題をどのように処理しようかというふうなときに、誰が言い出したんですか。 これは少し控えておこうと、今、公表すべきでないということは、誰がおっしゃったんですか。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) その件につきましては、誰が言ったとか、どうだとかということは、もうその中身につきましてはどうこういうことはございませんけれども、いろいろと説明を受け、その中で、こうしたことについては町内の混乱を避けようという、そうした気持ちのほうが強かった私による判断ミスでございます。
- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) 町のトップである町長、そしてナンバー 2 である副町長、そして、その事務や業務をつかさどる担当課の職員、その方たちで相談をされたと。これは、いわゆる組織ぐるみの隠蔽工作。事実を隠しておったというふうな捉え方をされても仕方がないんではないかなというふうに思っています。

この今の件が隠し通せると、墓場まで持っていこうと、これはわからないだろうというふうに 思われておったんですか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 今おっしゃったように、このことをずっと隠しておこうとか、隠し通せるとか、そういったことは全く考えてもおりませんでした。あの時点で、やはり平成24年度に消滅のそうした時期が来ているものを、まずは議会の議決をいただく中で不納欠損をするということを第一義に考えておりましたので、そうした中身について考えた中で、それを優先してさせていただいたということで、これらの金額につきましても、この対応はしかるべきときに当然皆さんに公表して、そしてきちっとした対応ができる時期にやはりそれは皆さんに公表して、そしてそのことについてご議論いただくというふうに思っておりましたので、その時点で隠すとか、隠さないとか、そうしたことは全くございませんでした。
- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) 私は、ずっと町長と8年間、来年の3月で8年間です、町長と議員という間でお つき合いをさせていただきましたけれども、町長というのは非常に誠実で、町のトップとしては 頭も低いし、一生懸命仕事をされているなと。自分の信念である福祉のまちづくり、このことを 中心にいろんな分野で町に貢献して実績をつくってこられたと。私はうそをつくような人ではな いというふうに思っております。ずっと、そういう意味では信頼をしてきました。

だけど、今おっしゃったことは、どうも信用できないんですね。いつかは公表するつもりだったと。そんなことが通用するんですか。そうだったら、監査請求が出たときに、なぜこういうこともありましたとみずから報告をされないんですか。おかしいですよ、今の答弁は、

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) これについては、もうそうしたしかるべきときにきちっと公表をするというふうに思っておりましたし、またそうした責任があるというふうに思っておりました。そうしたことが、今までおつき合いをさせていただく中で、こうした不信感を抱くようなことができてしまっ

たことについては、それはまことに申しわけないと思っておりますけれども、恣意があってそうしたことをしたということではございません。先ほども申しましたように、実際に一旦納入していただいたものを還付するのが正しいのか、またその期限が切られてから、また受けるのがいいのか、そうしたとこら辺が、全くそういう時点では明確になっておりませんでしたので、そうした意味で皆さんに対して間違った内容を答弁させていただいたということでございます。

監査を受けましたときにも、隠し通すつもりならば、そうしたものはもう全くはじめから用意もしていないと思いますし、そうしたものをやはり監査の中で明らかにさせていただいたということでございます。

- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) いつかは公表しようという思いがあったということなんですが、それは、いつをめどに。今聞いたら、監査のときにみたいなお話ですけれども、そういうふうにとっていいんですか。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) いつをめどにということをはじめから決めていたわけでもございません。きちっと整理ができたところで、いろいろと法的にどうなのかというようなことも含めてきちっと整理ができたときに公表をさせていただきたいというふうに考えておりました。
- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) 時間がありませんので。町民を裏切ったことには間違いないというふうに思っています。組織を挙げて、隠蔽工作を町長みずからがなさったというふうに思っています。この問題は非常に重大な問題だというふうに思っています。私は、町長不信任にも当たるような事案ではないかなというふうに思っておりますけれども、町長はどのように思っておられますか。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 先ほども申し上げましたけれども、やはりこれは重大な問題だというふうに認識をしております。それがどういったことに当たるのか、私の口からは申し上げることはできませんが、きちっとした説明責任を今後も皆さんにしていく必要があると思いますし、それらについて今現在言えますことは、今後についてもう少し対応についてはお時間がいただきたいというふうに思っております。実際、そうした現実的には、結果的にはそういう形になったということについては、本当に、もう謝っても謝り切れない部分があるというふうに思っていますし、一番は、やはり町民の方のそうした信頼を失墜させるような行為になってしまったことについて、自分自身も含め非常に深く反省をいたしております。申しわけございませんでした。
- 議 長(赤松孝一) 今田議員。
- 1 7 番(今田博文) 行政への信頼を失墜させたということには間違いないというふうに思っております。これの信頼回復に努めると、当然のことですけれども、ここの信頼回復というのは、非常に私は難しいものがあるのではないかなというふうに思っています。それ以前に、十分町民の皆さんに説明をしていただくということが大事かなというふうに思っております。

時間が来ましたので、終わります。

議 長(赤松孝一) これで、今田博文議員の一般質問を終わります。 ここで20分まで休憩いたします。 (休憩 午後 2時08分) (再開 午後 2時20分)

- 議 長(赤松孝一) 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。 次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。 野村議員。
- 番(野村生八) 私は、通告に基づきまして、北部医療センターについて町長に質問をいたします。 私たちは、京都府立与謝の海病院を独立行政法人化、つまり民間病院に変えるのではなく、引き続き府立病院として府が責任を持って運営していただくことを京都府に求めて取り組んでまいりました。しかし、残念ながら、4月から与謝の海病院は京都府立医科大学附属北部医療センターという民間の病院になりました。それから既に半年以上がたちました。改めて現在の北部医療センターの状況についてお聞きをいたします。

1点目は、民営化後行われた京都府北部医療体制推進会議では、どのようなことが話し合われたのかお聞きをいたします。

また、民間の病院になったとはいえ、普通の病院ではなくて大学病院になりました。以前から、 与謝の海病院の時代から医師が早くかわられて不安だという、住民の中から多くの意見が出てい ましたが、大学病院になることによって、さらに研修医がふえてかわるテンポが速くなってきた、 そういうことも聞いております。こういう点について、どのような現状になっているのかお聞き をいたします。

3点目に、脳梗塞や心筋梗塞など第三次救急対応がどのように強化をされたのかお聞きをいたします。

4点目に、福知山市民病院に地域救命救急センターが設置をされました。工事も着々と進み、 強化がされているというふうに思います。こういう中で、第三次救急医療圏というのは、この地 域ではどのような形に整理がされているのか、この4点をお聞きいたします。

- 議 長(赤松孝一) 答弁を求めます。 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 野村議員ご質問の、京都府立与謝の海病院が法人化されて、京都府立医科大学附属北部医療センターになり半年が過ぎました。引き続き、北部の基幹病院として京都府が責任を持つことが求められます。現在の状況と今後の課題についてお答えいたします。

1点目の、民営化後行われた京都府北部医療体制推進会議では、どのようなことが話し合われたのかについてでございますが、このご質問は、11月20日に京丹後市内で開催された平成25年度北部地域医療体制推進会議において、北部医療センターに関してどのようなことが話し合われたのかをお尋ねであると思います。当日は副町長が代理で出席していまして、その内容につきまして報告を受けておりますので、お答えをいたします。足らないところについては、また副町長のほうからお答えさせていただくかと思います。

推進会議では、2市2町の公営、民営の病院長や、医師会、市町長が出席しており、北部医療 センターからは4月以降の半期の取り組み状況などが報告され、意見交換が行われました。意見 交換では、北部医療センターに丹後医療圏における中核病院として、病院や診療所との緊密な連 携により、より一層の高い水準で医療を求める声や、法人化後、支援が手厚くなったと感謝の声 が多く出された一方で、新設された総合診療科の一層の充実、精神科の充実を求める意見等が出されたと聞いております。

2点目の、大学病院として研修医が多くなったと聞いているが、どのような現状かについてでございますが、北部医療センターに確認しましたところ、平成24年度に4名であった前期研修生が、平成25年度は1名ふえ5名となっており、2年の研修を終えた後期研修医1名を加え、現在6名の状況となっております。

3点目の、脳梗塞や心筋梗塞などの第三次救急対応はどう強化されたのかについてでございますが、脳卒中の救急患者につきましては、北部医療センターに救急搬送後、医師の診断により迅速な治療が必要と判断された場合、従前から24時間体制で連携をしています舞鶴医療センターに救急搬送していただいておりまして、北部医療センターになってからも引き続き連携をいただいております。

議員ご質問の、どう強化されたのかに関しましては、4点目のご質問とも関連しますので、そこでお答えしたいと思いますが、脳神経外科については、平成21年3月に一旦休止されましたが、同年7月には再開されており、現在まで外来診療は続けていただいているところです。

最後に4点目の、福知山市民病院に地域救命救急センターが設置されたことにより、第三次救急医療圏はどうなったのかについてでございますが、議員さんもご承知のように、救命救急センターは、急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関として整備されており、都道府県の指定により、おおむね100万人に1カ所の割合で設置されているもので、府内では南部地域に集中しておりましたが、中丹医療圏におきましては、平成24年3月30日に市立福知山市民病院が府内初の地域救命救急センターに指定されました。

救命救急センターのうち、特に高度な診療機能を提供するものを高度救命救急センター、小規模で既存のセンターを補完するものを新型救命救急センターまたは地域救命救急センターと称されており、一次及び二次救急医療施設等からの救急患者を24時間態勢で受け入れることのできる診療体制をとっております。市立福知山市民病院に地域救命救急センターが設置されたことにより、京都府北部を含む北近畿の救命救急体制がまた一歩前進したものと認識しております。

したがいまして、2市2町の丹後医療圏におきましては、北部医療センターが従来どおり救急 科において救急患者を受け入れていただいており、脳卒中の重篤な救急患者は引き続き舞鶴医療 センターに救急搬送いただくことになりますし、重篤な脳卒中以外の患者につきましても、必要 な場合は、市立福知山市民病院の地域救命救急センターへの転送が可能となっております。なお、 地域救命救急センターの開設後、北部医療センターからの転送実績はないことを確認しておりま す。

地域医療を取り巻く環境は厳しい中ではございますが、今後におきましても地域住民の皆さんの命と健康を守り、安心して住み続けられますように一層の医療体制の充実に向け、引き続き近隣市町をはじめ京都府とも連携を密にし、粘り強く地域の実情を訴えていくことで地域医療の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、格別のご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議 長(赤松孝一) 野村議員。

1 番(野村生八) ありがとうございます。

先ほど述べましたように、いわゆる民営化について反対をしてきましたが、単に反対をしてきただけではなくて、今の与謝の海病院の医療体制が低下しないように、さらには、より充実されるように、そういう立場で何度も京都府に要望に行く、あるいは住民の中で住民の要望を聞く懇談会をする、いろんな運動を通じて取り組みを進めてきました。

そういう中で、当初から京都府の姿勢、大きく変わってきたというふうに思っています。最初は、こういう民営化されるからといって、京都府の責任を放棄する、こういうことがあってはならないというふうな申し入れに対して明確な答弁はなかったんですが、最終的には、府としての公的責任は放棄しないという、こういうことを知事が明確に府議会でも答弁をされる、こういうことになって非常によかったなというふうに思っています。

さらには、今、何度もこの場でも質問してきましたが、医療を取り巻く環境というのは大変厳 しいものがあって、公的病院というのは多くが赤字に追い込まれている。私立病院もそういう傾 向があります。また、診療科によっては、医師確保ができずに閉鎖だとか、あるいは困難を抱え ている病院がありますが、多くのそういう中で、多くの病院として再生されているところは、住 民が声を上げて、住民と一緒に病院が共同してそういう再生に取り組む、運営に当たる、こうい うところが急速によりよい医療、よりよい病院としての再生に成功している。

こういうことで、今回のこの問題、独立行政法人化するというその過程の中でも、地元の声を聞く場を設けるべきだ、説明を京都府としてするべきだ、こういうことを繰り返し府に要望をしてきました。こういう中で、法人化される前に推進会議が開かれるようになってきたということで、そういう点はよかったなと思っていましたが、当初は、これは法人化が始まれば、もうそこで終わるというふうなことを京都府は言っていました。しかし、この問題について何度も交渉する中で、法人化後もこの推進会議は続けるという、そういう回答をいただいて、先ほどありましたような推進会議が持たれたということで、これも非常によかったなというふうに思っています。

問題は、こういう与謝の海病院のときから、その運営の基本の中に、患者が中心の地域に開かれた病院、こういう病院理念というものを掲げておられました。ですから、それを受け継いで、当然、京都府のそういう回答に基づいて、さらに開かれた病院として地元の意見をこういう形で聞くということが非常に大事だと思っています。今回の推進会議は10人傍聴が認められるという、これは、それまでに開かれた推進会議はそういうことなかったわけですから、さらに改善がされてきたなというふうに思っています。私も出席したかったんですが、ほかの用事があってできなかったわけですが、こういうことをさらに進めて、地元の住民、あるいは利用者の声がストレートに反映されて、そういう力で、いわゆる町長が言われる協働の力で北部医療センターもよりよい病院へと進めていただく、このことは非常に大事ではないかなというふうに思っています。

まずお聞きしたいのはそういう意味で、今回は傍聴10人ということでしたが、この方々は一切発言ができないということでした。ぜひ利用者の声もそこの中で発言できるような形に運営の内容をさらに前進していただく必要があるのではないかと思っていますが、この点はいかがでしょうか。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) 住民の皆さん方のご努力によって、こうしたことが成り立ち、よりよい医療体制が整えられつつある中で、今おっしゃったように、推進会議の中にオブザーバーということで、とりわけそうした利用者の声が届くような、そういうシステムをということでございます。これをお決めになるのは、この府立といいますか、この北部医療センターのほうでございますので、それらに対しても、我々発言する場を与えられております者がやはり提言をしていく、提案をしてく、こういう声がありますよということはぜひお伝えしたいなというふうに思います。それが実現するかどうかについては、もう向こうの判断になるかと思いますけれども、そうした機会があれば、そういう声は届けさせていただきたいと思います。

議 長(赤松孝一) 野村議員。

1 番(野村生八) この開かれた病院という理念でいえば、新しく北部医療センターになってから公 開講座がされるようになりました。私も1回目の痴呆の講座のときに参加させていただきまして、 非常にすばらしい内容だったなというふうに思っています。ほとんど満席で、非常に参加者も多 くて、内容もよかったというふうに思っています。こういう取り組みを、今言われたような面も そうですし、こういう取り組みもぜひ町として応援していただいて、そしてよりよい方向に進め ていただきたいというふうに思います。

こういう地域との協働という点でこの病院というものを捉えた場合に、もう一つ私は大事だと思うのが、地域医療にこの北部医療センターがどのように貢献していただけるかと。ここは非常に大きな問題だというふうに思っています。与謝の海病院のときから、この地域医療支援病院として取り組んでおられるということはありますが、この内容は、ほぼ開業医との連携ですね。こういう形での地域との連携だというふうに思っています。この分野では、開業医の皆さんの声を聞いても、与謝の海病院の時代ですね、非常によくやっていただいているというのが多くのお医者さんの声でした。

私は、さらに開業医との連携だけではなくて、地域の医療に北部医療センターとして積極的に取り組んでいただくと、このことが大事ではないかなというふうに思っています。地域医療において、医師及び医療従事者が、地域住民全体の幸せを常に考えながら地域医療活動を行う、こういうことが求められる。地域医療という、こういう理念の解説には、こういうことが書いてあります。そういう意味では、公開講座はまさにそういう取り組みだろうというふうに思っています。

例えば、長野県の佐久総合病院では、こういうことが言われています。「医療はすべからく地域医療であるべきで、地域を抜きにした医療はあり得ない。あえて地域医療というのは、いかに地域がないがしろにされているかということの裏返しである」という、こういう言い方をして、いわゆる現在の病院というのが病院中心の医療になっている。このことに対する批判的なメッセージですね。こういうことが書かれていました。まさに、北部医療センターが病院というその中だけの医療ということではなくて、地域に開かれた、そこからさらに地域との協働で、地域の住民の皆さんの幸せに貢献するような立場での医療活動、こういうところにさらに前進していただく。こういう期待を持っているわけですが、こういう点について、町長はいかが、どのようにお考えでしょうか。

議 長(赤松孝一) 太田町長。

町 長(太田貴美) 先ほども言われましたように、開かれた病院という中で、地域の住民の方の全体

的な幸せを願う意味で、そういったことは、そうした医療知識を学ぶだとか、またそうした要望をどうするかというふうなことも含めて、全体のそうした医療に対することを、それが地域に貢献していくことだということについては全く異論がないところでございます。

ただ、やはり本来のまずは患者を治すといいますか、患者を受け入れ、そして治療を行う。そして、それプラス予防や、あるいはそうした知識を皆さん方にお知らせすることによって、地域のそうした意識が向上するというようなことにつながっていくんだと思いますので、またそれらにつきましても、機会があれば、ぜひお伝えをさせていただきたいと思います。

- 議 長(赤松孝一) 野村議員。
- 1 番(野村生八) ぜひよろしくお願いします。

2つ目の問題ですが、研修医が多くなったという声が聞かれました。今の答弁ではそんなにふえていないということですが、始める前は、総合診療講座と救命講座、2つの講座を新しくつくると。このことによって、地域医療にかかわる医師をふやしていく、あるいは救命救急にかかわるそういう医師をふやしていくという、こういう説明があったというふうに思っています。

聞くところによると、この総合診療講座は、この7月の段階で、もう既に医師の募集を中止しているというふうに聞いています。いつ再開できるか、今、見通しが立たないという状況のようです。こういう点については、どのようにお聞きをされているでしょうか。

もう一つの講座ですね、救命のほうの講座は、これはやられているんでしょうか。先ほどの答 弁だと、余りないように聞こえるんですが、この点について、再度お答えいただきたいと思いま す。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) その点につきましては、副町長のほうからお答えさせていただきます。
- 議 長(赤松孝一) 堀口副町長。
- 副 町 長(堀口卓也) 先ほど町長からお答えをさせていただきました11月20日の推進会議の中でも、今、議員ご指摘の総合診療科につきましては、地域の公立病院の院長から発言がありました。大きな病院では、総合診療科というのは、今、日本でははやりのようであります。ただ、総合診療医というその人材の問題もあって、全国的にもなかなか厳しい状況があるというお話でした。したがって、与謝の海病院で総合診療科を要望しているわけですけども、全国のそういった厳しい状況を受けて、地域の連携で、与謝の海病院では成功例として発信できるように頑張っていきたいという趣旨の発言がありました。

先ほど中止しているとかいうお話がありましたが、その件については承知をいたしておりません。

- 議 長(赤松孝一) 野村議員。
- 1 番(野村生八) 府立医大が、なぜこの与謝の海病院を附属病院化について、京都府からの、受けたのか。何がメリットなのかということについても、これ府立医大に行ってお話を聞いたりしたんですね。その中の今の問題というのが、非常に大きなメリットだというふうに言われたんですよ。いわゆる、今、副町長言われたように、総合診療医といいますか、そういういろんな診断ができる、いわゆる地域医療の担い手という、こういう医師というのが非常に大事になっているという、そういう時代になってきているという、そういうふうな状況の中で、この医師を育てると

いうのは、市内よりも、この北部の地域のほうが非常にふさわしいと。いろんなことが、実践ができる、そういう可能性があると、こういうことを言われたわけですね。

今、府立病院の中にも、あるんはあるんですね、この講座がね。でも、それがさらにパワーアップできるという、こういうことが言われていて、非常にこの部分については期待をしていたわけですね。そういう意味で、今募集が中止になっているのを聞いて、非常に残念だなというふうに思っていまして、何が原因かと、いろいろあるんでしょうけども、ぜひこういう講座をできるだけ早く開いていただいて、そしてこういう地域医療に貢献していただける医師がここで育っていく、こういう病院としてぜひ前進していただきたいというふうに思っています。こういう点についても、ぜひその推進会議だけというよりも、積極的に働きかけを、何か町が支援できることがあるのかどうかわかりませんけど、ぜひ意見交換していただいて、町としてもこういう問題について、病院の問題だということじゃなくて、町の問題としてぜひ取り組みいただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) いろんな形での要望、あるいはそうした場面におきましては、そうしたこともあ わせてお願いがしていきたいというふうに思います。
- 議 長(赤松孝一) 野村議員。
- 1 番(野村生八) 病院の質が低下しないように、より充実されるようにということで、京都府に申し入れした内容のもう1点として、与謝の海病院は地域の中核病院として高度医療に取り組む。このことが与謝の海病院の、先ほどの理念の中に書いてありました。これがなくならないようにということで、京都府に何度も要望に行きました。

当初は、京都市内の府立病院と北部医療センターと機能をきっちり分けて、いわゆる、そういう言葉は言われませんが、内容は、高度の部分については府立病院でやると。必要があれば、ヘリコプターでそちらに搬送させてもらうという、こういう言い方をされていました。しかし、それではとても私たちは納得できないし、住民も本当にその部分については、そういう病院になってもらったら困るんだという声が多い、多くの署名を持ってかけ合う中で、今は高度医療についても北部医療センターでやっていくという、そういう立場を明確にしていただきました。

こういう意味でいえば、まさにこの今、脳梗塞などの、脳疾患などの救急手術体制ですね。いわゆる全ての医療が丹後の医療圏で完結してほしい。そのためには、中核の与謝の海病院がこういう部門を担っていただく。これは、もうどうしても必要だろうと思っています。そういう救急の手術ができる体制、これはぜひつくっていただきたいという要望を持って、これも何度もかけ合いましたが、残念ながら、この問題については今もいい回答がいただけない、京都府には、そういう状態になっています。回答は、先ほど副町長が言われた、そういう必要があった場合は舞鶴に搬送するから大丈夫ですと。大丈夫ですということを言っていただいていますが、現状は全く大丈夫じゃないんですね。与謝の海に運ばれて、そして結局、舞鶴に搬送しなければならない。そのために亡くなってしまう方がある。あるいは、時間がかかって、障害が重くなった方がある。そういう声を引き続き聞いているわけですね。

そういう点では、一刻も早く丹後医療圏でこれが完結できるように、ぜひ引き続きそういう声を上げていただいておるわけですが、一層上げていただかないと、京都府は、先ほどあったよう

に、舞鶴に搬送しているから大丈夫ですという見解なんですね。これは大丈夫じゃないんだとい う声をぜひ上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) そうした件につきましても、要望します中に、こうした北部の現状等も盛り込ん だ内容のものを、たしか要望書の中にも出させてもらっていると思います。今後も引き続きそう したことが完結できるような体制づくりにぜひお願いがしたいなと思います。

機器類なんかにつきましては、実際に見せていただきましたけれども、大変世界的にも、もう 最先端を行くような機械があそこに入っておりますし、またそれらを使いこなすことのできる医 師もおいでになりますし、徐々ではありますけれども、いろんな形での整備がされているんだな というふうには実感をいたしております。

今後につきましても、ぜひそうしたことを申し上げていく、要望していくということをさせて いただきます。

- 議 長(赤松孝一) 野村議員。
- 番(野村生八)新しい委員長も脳の専門家というふうに聞いていますし、もう一歩なのか、何歩なのかわかりませんが、また麻酔科医ですね、これがなかなか確保できないという問題もありますし、それらを含めて緊急の手術ができる体制、ぜひ早急につくっていただきたいと思います。

少なくとも、町長も一番最初のシンポジウムのときに、救命救急センターを北部医療センターに、福知山にできたけども、ぜひという要望をシンポジウムで言っていただいていましたよね。その中、ほかのそういう交渉の中でも、その後の話でも、福知山市民病院に救命救急センターができたから、地域救命救急センターという規模の小さい救命センターですけども、それができたから北部医療センターに必要がないというふうには考えていませんと、このことを明確に言われました。そういう点では、北部医療センターに救命救急センターをつくる必要があるとは考えておられる。しかし、一方、知事は府議会の答弁でも、舞鶴に搬送しているから問題はないんだという答弁をされている。これはどう考えても、私は話が合わないというか、合っていないと。だから、北部医療センターにやはり救命救急センターは必要だという立場をしっかり引き続き堅持していただく。そういう意味では、現状というのは過渡期で、何とかそれ以外にやりようがないからしているけども、早急にこういう舞鶴医療センターへの搬送というのは本来の趣旨ではないという、そういう答弁になるような、ぜひ働きかけをしていただきたいというふうに思います。

最後に、第三次救急の医療圏の問題で、これは何度も取り上げてきていますが、先ほどの答弁 と全く変わらない、そういう課題です。私の大きな課題ですね。

この問題で、いわば医療圏は一次・二次・三次と医療圏があります。三次医療圏が丹後医療圏とね。救急も一・二・三とあるわけですね。重篤な場合は三次医療圏と。でも、舞鶴みたいに、舞鶴が救命救急センターではなくても、指定を受けていなくても、そこに運べば、第三次救急ができる病院であれば、そこに搬送するという。これはいいと思うんですね。しかし、先ほどから言っているように、北部医療センターはそれに、第三次救急に対応できていないということが、京都府の資料でも明確に書いてあるわけですね。脳と、さらに心臓疾患についても第三次救急、急性期に対応できないと京都府のしおりに書いてあるわけです。そういう病院しか、この丹後医療圏にはないんですよ。それにもかかわらず、重篤な患者の場合に、助かる病院ですね、福知山

に救命救急ができた。なぜそこに真っ先に一刻を争って運ばないのか。私には、どうしてもこれ 命にかかわる問題です。理解ができないんです。

前から言っているように、ドクターへりの初代所長になられた方は、最初はドクターへりで来て、患者を連れてきていただくのをへりのところで待っていて治療をしていた。しかし、それよりも、ヘリコプターが着いて、自分たちが走るほうが 1 秒でも早く治療ができるということで、患者が山におられても、山を登ってでもそこに駆けつけて、一刻も早い治療に努力しているんだということを言われました。まさに重篤な患者というのは、そういう対応が要る患者なんですよ。なぜわざわざ何十分も遠回りをすることがわかっているような救急搬送体制、救急医療圏がそうなっているのか。どうしても私にはわかりません。

例えば、丹後医療圏に救命救急センターができたとします。これが北部医療センターでなくて、 丹後中央病院だとします。それでも、重篤な患者だと判断しても、北部医療センターに運ばれる んでしょうか。丹後中央病院の救命救急に運ばないんですか。消防の搬送体制と救急の医療圏と は別ですよね。通常の医療の場合に、消防の搬送体制で搬送していただく。これは、もう当然大 事なことです。遠くまで行かないほうがいいんですからね。ところが、重篤な場合には、救急の 搬送体制ではなくて、命の助かる搬送体制医療圏、このことを一番中心に据えるということが必 要ではないか。重ねて考えをお聞きしたいと思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) どうお答えしたらいいのか。そういうことは昔からといいますか、今までそうい う体制になっていました。そのことについて、そういう一旦与謝の海病院に運ばれて、それから よそへ行く。今度、北部医療センターになっても、そうしたことが変わっていないというふうに 思いますし、そのことについて私にどうだというて聞かれても、ちょっとお答えはできませんけ れども、やはり重篤な方を一刻も早く治療のできるところへ運ぶということがまず第一義だとい うふうには考えております。
- 議 長(赤松孝一) 野村議員。
- 1 番(野村生八) 言われるように、昔からそうなんですが、昔は与謝の海病院で脳の緊急手術ができたんですよ。年に何回も手術されていました。最近手術がパタッとなくなっているわけです。 その部分は昔と違うんですよね。昔と変わっているのに、昔はこうしていたからといって同じようにされている。それも、そこに命がかかわっている問題なんです。

町長は、与謝野消防の副管理者ですよね。消防の搬送は、北部医療センターが決めるもんじゃないんですよ。宮津市と与謝野町と伊根町で運営している与謝消防が決められるわけです。ですから、みずから決定すれば、直ちに変えられると思います。ただし、遠くまで運ぶ体制になれば、救急車の強化をしなければならないという問題は、それはあるだろうと思います。しかし、命を守るために必要な課題があれば、それを解決してでも守る。これは必要な姿勢ではないかと思っていますが、そういうことをやってでも、今の重篤な患者の第三次救命のこの搬送体制、命を守れる、あるいは障害が少しでも改善できる、そういう体制に変えていただきたいということを、再度お考えをお聞きしておきたいと思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 議員はよく実態を把握した上で、そうした提案をしていただいております。私自

身、そこまできちっとした把握ができておりませんけれども、やはりそれらも含めて、それぞれ 消防組合であるとか、またそのほかの場面で、こうした状況が、今の現状がどうなのか。また、 それに対して打つ手があるのかどうか。そうしたこともぜひ検討していくような場面を設けたい というふうに思います。まずはそこから、現状を我々自身もよく知った上での行動をとっていき たいというふうに思います。

- 議 長(赤松孝一) 野村議員。
- 番(野村生八) 私たちも、京都府の府職労なり、丹後と宮津与謝のそういうこの問題にかかわってきた者たちが、9月1日、2日、3日と、丹後と宮津与謝の医療と介護の実態調査をさせていただきました。与謝野町でもやらせていただきました。1日は80人ぐらいが集まって、そして、もうほとんど全ての地域に、一日大雨といいますか、風も強かったんですが、そういう中でもアンケートを持って、この日は各家を回って、直接声を集めて回りました。2日、3日は、この両方の地域の医療機関、開業医、医師会会長、あるいは老人会や、それから福祉の施設、そういうところに聞き取り調査へ行って声を集めてきました。住民の方からは2,000通のアンケートが集まりました。そういう声を今集約して、この地域の医療を、もちろん北部医療センターだけという意味ではないですが、この地域の医療をよくするために、住民の目線からさらに一緒に取り組んでいきたいということで運動しています。

ぜひ町でも、そういう視点で北部医療センター、そして開業医の力をかりながら、医療と、今は福祉の連携包括ケアですからね、両方の面でしっかり取り組んでいただきたいということを指摘して、質問を終わります。

議 長(赤松孝一) これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで15分まで休憩しまして、最後の井田議員へと行きますので、よろしくお願いします。 15分まで休憩です。

(休憩 午後 3時03分)

(再開 午後 3時15分)

議 長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、13番、井田義之議員の一般質問を許します。

井田議員。

1 3 番(井田義之) 今回、定例会も最後になりました。ここ3日間、14人の議員さん、張り切って アクセルをいっぱいに踏んで質問をされておりますけれども、最近事故が多いんで、ブレーキを かけながら質問をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

通告いたしておりますように、二級河川野田川について、それから、PLANTと町道亀山中地線について、それから、学校・公民館の整備計画についてということで、3本立てで質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

そこで、1番目に、二級河川野田川についてでありますけれども、町長、副町長に答弁を求めたいと思っております。

皆さんご存じのように、この野田川改修については昭和39年から始まりまして、私の覚えでは平成12年か13年ごろでなかったかと思うんですけれども、旧野田川町の部分は一定改修ができたということで、わーくぱるにおいて、竣工の式典だったか何か、そのようなものが済まさ

れました。そして、きょう質問いたします支川のほうにどんどんと進んでいったわけでありますけれども、その式典の後、私も何回か野田川改修の本川についての質問をしてまいりました。その中では、四、五年前に柳の大木が生い茂りまして、それを切っていただくというようなこともできました。それから、あと浚渫について気張って言いまして、ちょこちょこやってはいただいておるんですけれども、目に見えた浚渫はできませんでした。

そういう中で、過日、議会懇談会が開催されます中で、山田と石川、野田川改修の出発点ですけれども、高規格道路、いわゆる野田川大宮線の橋脚がど真ん中にできたと。そうでのうても、山田、石川は水が豊富に入ってくるのに、なおかつ入ってこないかなという心配やとか、野田川の維持管理、これはどうなっているのかというような町民の方からの声もありました。そんな点を踏まえながら質問をさせていただきたいと思っておりますが、ここ10年、支川の改修工事が中心になって、本川の護岸だとか浚渫等、管理計画というのが示されてこないわけですね。そういうような中で、近年はゲリラ豪雨が、集中豪雨がありますので、そのたびに国道の通行どめがあったり、また山田、石川には水がつくという状態が起こっております。きょうも何度か町長の口からも出ております安心・安全対策という意味からいたしますと、待ったなしの課題ではないかなというふうに思っております。

そこで3つの質問をさせていただくわけですけれども、過日も期成同盟会の方、促進同盟会の方が、京都府なり東京まで陳情に行っていただきました。その促進協議会なり期成同盟会の協議内容はどうなっておるのかなと。これにつきましては、支川の分はさておいて、本川の分の協議内容というのもなされておるのかどうか。それから、2つ目にあります水害対策の考え方。いわゆる国や府への要望も、本川についての要望もしっかりしていただいておるのかどうか。そのことをお尋ねいたしたい。要望ができておるのであれば、こういう要望をしておるということを答弁願えたらありがたいと思います。

それから3点目ですけれども、これは男山地区において、議会懇談会の中で、阿蘇海の悪化というのか、富栄養化について、議会の中ではどういう格好で対応がされておるのかという質問もありましたし、また野田川からのいろいろなものが阿蘇海に集まるというようなこともちらっとあったのではないかなというふうに思っております。

そこで、いわゆる本格的な改修工事はさておいて、浚渫やとか草刈りができていないのではないかなと。私もその議会懇談会の中でいろいろと言われましたので、ここのはにわ橋から岩滝橋までずっと回ってきました。そこで、今、野田川の、野田川というのは本川のもんですけれども、写真も撮って、自分なりに現状を検証してまいりました。そういうような状態で今質問をさせていただいておるわけですけれども、ここの一番最後にもちらっと書いておりますように、「水・緑・空・笑顔かがやくふれあいのまち」というようなキャッチフレーズ、これは、キャッチフレーズというのはすごい大切なアドバルーンではないかなというふうに思っておりますが、上がっております。ところが、それについてなかなか結果として進んでいないのではないかなということで、この質問をさせていただいておるということも申し添えておきたいというふうに思います。次に、PLANTと町道亀山中地線についてということで質問をさせていただいております。これも町長に答弁を求めております。

これも議会懇談会の中で、石川の会場でも、PLANTについての質疑なり要望等みたいなも

のがありました。また、最近ですけれども、私がうわさで聞いておりますのは、地元の方々、いわゆる地権者の方々が、一応PLANTといろいろと話をされる中で、用地については一定方向性を地元で話し合っておるというようなことも聞いております。そういう中で、またPLANTの構想、PLANT4がPLANT2という格好でなるそうでございますけれども、それについてのPLANTの構想図も描かれておるのではないかなというようなうわさ、これはあくまでうわさですけれども、耳にしております。

そこで、PLANT、私6月に質問させていただきましたが、ちょっと時間もなかって簡単な質問で終わってしもたんですけれども、その後の経過、いわゆる町のほうにPLANTとの話し合いというのか、どういうような格好で進展があるのか、ないのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

なお、2番目には、町道の亀山中地線ですけれども、これについては、合併前の最後の野田川の議会で、PLANTの関連もあって町道認定をいたしましたが、前回の町長の答弁の中では、この道路については、地元からの要望もある道路ではあるけれども、PLANTがやってくれないということになれば、町として用地買収をしたり工事を施工することは考えておりませんという答弁をいただいております。私がここに書いておりますのは、そうであれば、一旦町道を外してということを書いておるんですけれども、これについて再度、町長の答弁を求めたいというふうに思います。

といいますのは、私としては、この廃止するということについて苦しいのは、地元要望で、以前私も町道が要るということで要望した経過があるわけです。ただ、先ほど言いましたPLANTが縮小されるということであれば、道路の位置も変わってくるわけですね。もし道路をお願いするとしても、道路の位置も変わってくるということもありますので、そういう意味も含めて町長からの答弁がいただけたらありがたいなという意味で質問をいたしております。

次に、3番目ですけれども、学校・公民館等の整備計画についてということで挙げております。ここに書いておりますように、9月定例会において、教育委員会の管理されておる施設というのは、すごくたくさんあります。皆さんご存じのように、小学校、中学校はありますし、それから公民館についても、20カ所の公民館を管理されております。そのほかに、質問が出ておりました体育館とか、いろいろな施設があります。これについて年次的な整備計画が必要ではないかということを申し上げました。

その後ですけれども、その後に委員会で見せていただきましたのでは、結局、教育の点検評価報告書というのを教育委員会のほうから出されております。それに対する、どういう名目だか私もわからんのですけれども、チェックをされたというのか、それの報告書に対して、これはこうだというような指摘事項も入っておりました。これは佛教大学の先生の報告書ですけれども、その中で、例えば小学校の施設整備については、耐震化が完了した現在、どの施設を優先的に改修、改善するか、整備計画が必要になるだろうという指摘があります。それから、屋内体育館施設管理運営事業、屋外体育施設管理運営事業についても利用者は増加しており、老朽化と修繕維持費のバランスをどのように図るのか、検討の余地があるのではないかという指摘が入っております。

そこで、ここに書いておりますように、いわゆる与謝野町のいわゆる教育行政のトップとして、 教育委員会の中で協議がされておるのかどうかについて、まずお尋ねをしたいということで、教 育委員長にお尋ねを、答弁を求めております。

ということで、第1回目の質問を終わります。

議 長(赤松孝一) 答弁を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 井田議員ご質問の1番目、二級河川野田川について、まず最初に現在の野田川改修の状況と治水事業の予算についてご説明申し上げます。

与謝野町を南北に貫通しております二級河川野田川は総延長16キロメートルで、そのうち河口から約13キロメートルの改修計画がございます。先ほどおっしゃったように、昭和39年度から野田川の河川改修工事が行われ、下流工区・中流工区の整備が終了し、上流工区の災害復日助成事業区間もあわせて、現在11キロメートルの整備が完了しております。

次に、国の治水事業の予算については、ピーク時の約半分となっており、近年の大規模災害復旧の予算が治水事業から振り分けされる、そうした状況となっております。河川改修のような予防的な予算はなかなか充当されないとお聞きしております。このような状況を踏まえ、京都府では人家被害が想定される河川から整備される方針となり、野田川水系についても、平成20年に同様の方針が立てられました。以上が野田川水系の状況です。

さて、1点目の、野田川改修促進協議会や同盟会の協議内容について問うについてお答えいた します。

総会の中では、京都府から現在行われています河川改修についての状況や、野田川河口付近の 堤防の耐震調査などの報告がございます。また、役員の皆様からも、河川の草刈りや立木の状況、 あるいは下流域や中流域の土砂の堆積状況や、その対策についてもご意見をいただいているとこ ろでございます。

2点目の、町民の安心・安全を守る立場から、水害対策の考え方及び国・府への働きかけ、要望の内容を問うについてお答えいたします。

野田川及び支流河川は、5年確率年の暫定改修で整備が行われています。野田川の改修は、先ほど申し上げましたように昭和39年度から改修が始まりましたが、間もなく半世紀を迎えようとしていますが、全ての河川改修が終了したわけではありません。その中で、未改修の加悦奥川については人家被害が想定されますので、近隣の皆様の安心・安全を確保するため、整備促進の予算獲得の要望をしているところです。また、既に河川改修が完了しております下流域・中流域の浚渫についても要望しているところです。

河川改修は、本来、国がしなければならないことなので、要望に行く仕組みを改めるべきだと の声もありますが、地域の実情をご理解いただき、一刻も早く整備を完了させるには必要な活動 であるというふうに思っており、先日も国土交通省の増田事務次官をはじめ、地元選出の国会議 員の先生方、京都府の山下副知事にも要望してきた次第です。

3点目の、野田川の管理は浚渫、草刈り等もできていない。絵そらごとに終わらないように。 言行一致を期待し決意を問うについてお答えいたします。

町としましては、京都府が整備促進をしております加悦奥川の改修と、既に完了しております 区間の浚渫等も含めた維持管理が滞ることがないように京都府と連携を密にするとともに、ゲリ ラ豪雨対策として野田川の洪水ハザードマップを作成し、浸水区域の情報をお知らせするなどソ フト事業を組み合わせ、安心・安全に努めていきたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問の1点目、PLANTのその後の動向についてお答えいたします。

6月議会でもご質問いただきましたが、そのときの答弁と変わらず、先方は店舗規模縮小の計画を進められるために、地元地権者の方の了解を得られるために訪問されているとお聞きしております。

2点目の、亀山中地線は一旦廃止すべきではないかについてお答えいたします。

平成25年6月議会での答弁の繰り返しとなりますが、この路線は、PLANTの出店に伴い 予想される渋滞を緩和するために必要であるということで認定した路線でございまして、当初は、 PLANTによって道路用地の確保から工事の施工までを実施していただく予定でしたが、地権 者の理解が得られず整備を断念した経過がございます。その後、大規模小売店舗立地法の改正に よって規模を縮小した計画の説明を受けまして、渋滞の心配は解消されるものと思慮していると ころでございます。

また、歩道の整備につきましては、国道176号をはじめ、府道野田川大宮道路が既に整備されていることに加え、町道石川上山田線についても一定整備が完了し、歩行者の安全も確保されたものと思っています。

このような状況から、この道路の必要性はないものと考えていますので、今後、町道認定路線 の廃止を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、井田議員への私からの答弁とさせていただきます。

- 議 長(赤松孝一) 白杉教育委員長。
- 教育委員長(白杉直久) 井田議員のご質問の第3番目、学校・公民館等の整備計画について、私からお 答えさせていただきます。

現在、町内には、幼稚園が2園、小学校が9校、中学校が3校あり、加悦中学校と岩滝幼稚園 を除いて、全て耐震化はできております。

公民館は、地域公民館が旧町ごとに3館と地区公民館が20館あります。地域公民館につきましては、全て耐震化ができております。一方、地区公民館におきましては、旧町での整備状況によって異なりますが、地区所有の施設と町所有の施設が混在をしており、近年に施工された男山地区公民館等の耐震化ができている施設は8館であります。ほかの12館は未整備となっている状況でございます。未整備の施設は、全て地区所有の施設となっております。

また、社会体育施設等では、先日も宮﨑議員よりご質問をいただきました岩滝体育館を除いて は耐震化はできている状況でございますが、数多くの施設が30年以上を経過していることから、 経年劣化により、雨漏りや壁のひび割れなどの老朽化が進んでおります。

学校、社会教育施設など教育委員会所管の施設は多くあり、合併後もそのまま継続している状況であり、老朽化への対応など大きな課題となっております。

議員ご指摘のように、施設の活用方針と維持・改修に係る整備計画の策定は、その財源確保も含め、今後の行政改革を推進していく上でも極めて重要なことであると考えております。

ご案内のように、幼稚園・保育園や小学校については、町の方針について子ども・子育て会議 に諮問をしており、再編なり、適正規模・適正配置について進めているところでございますが、 教育委員会所管の施設だけではなく、町全体を見通した公共施設のあり方について検討が進んで いない状況でございます。

数年後には、合併による交付税の算定がえの影響も出てくることから、更新の必要性やあり方を十分に検証し、時期や財源等を考慮して整理していく必要があると考えておりますので、理事者側との連携を図りながら、早い時期に検討していきたいというふうに考えております。

以上で、井田議員への答弁とさせていただきます。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) 答弁ありがとうございました。順序が逆になりますけれども、教育委員会の施設 のほうから先にやらせていただきます。

今、言われた現実、そのとおりだと思います。

ただ、前にも言いましたように、結局、いわゆる教育委員会の所管施設、学校・公民館につき ましては、一番大切な災害時の避難場所であったり、またそれぞれの地域の公民館においては、 災害時の発信の拠点施設になるわけですね。それで、そういう中で、今、教育委員長言われるよ うに、新しいのもあれば古いのもあるというような中で、教育委員会所管の分について、一定や っぱり年次計画みたいなものを持ちながら。ただ、その年次計画につきましては、以前、野村委 員長のもとで志摩市に研修に行きましたときにも、いわゆるもう教育委員会だけで、学校の統廃 合の問題ですけれども、恐らくほかのも全部そうだろうと思うんですが、教育委員会だけでやる んではなしに、財政のほうも一緒になって計画を練るということで、例えばそういう方法もある し、それから、例えば教育委員会の予算というのが、町の一般会計の大体1割前後いっとるんや ないかなと思う。そういう中で、やっぱり1割の中で、特別大きなものは別にして、維持管理に ついてはそういう格好でやっていくというようなことも、また委員長のほうからいろんな方に指 示をしていただいてやっていただけたらありがたいし、それで先ほど言いました、いわゆる佛教 大学の先生からも、立派な報告書ができたと。だけど、これについて問題点というのか、これは こうしたほうが、あれはああしたほうがという指摘もありますわね。それについてやっぱり返さ れるんでしょう、またね。だから、その辺のところを一定整理をしていただけたらありがたいな ということでお願いがしたいと思うんですけれども、答弁をお願いいたします。

- 議 長(赤松孝一) 白杉教育委員長。
- 教育委員長(白杉直久) 今ご指摘をいただきました点、特に公民館、それから学校等の今後の維持管理 ということに大きな示唆をいただきましたんで、検討をさせていただきたいというふうに思って おります。

それから、事業報告というんですか、事業評価の件でございますが、私どもも、一応これで2回目だったと思いますけども、目を通させていただいております。その中で、やはりご指摘のとおり、教育委員会所管で、極端に言えば、教職員の住宅から茶室まであるといった、非常に広範囲な施設があるというふうに承知をしております。その中で、一つ一つ、我々も気になる施設もございますし、それから利用状況等も非常に関心のある施設もございますので、教育委員会会議におきまして、各委員のその評価を読まれた感想というんですか、意見をそれぞれ集約して、今事務局のほうに伝えております。事務局のほうから、それぞれの施設に関しての状況と、それから今後の考え方と報告をいただく段取りということになっておりますので、非常に事業報告というのも我々非常に参考にして町の教育行政の一助にしていきたいと、かように思っております。

以上です。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) それからあと1点、先ほど委員長言われました、いわゆる公共施設の統合の問題ですね。これについては、町長のほうやらとしっかりと協議をしてやっていっていただきたいということなんですけれども、保育いうんか、幼稚園の関係は別にして、やっぱりほかの施設でも、体育館とかいろんなところで、そういうようなことを教育委員会の意見もしっかりと入れていただきながら公共施設の統合というのをやっていただけたらありがたいかなということで、これについては、一応お願いにしておきます。

それで、私がちょっと先ほど質問しながらわからないのは、結局、報告書を京都府の教育委員会に上げるんですか、あれ。どこに上げるんですか。それで、それと佛教大学の先生が評価、チェック、指摘をされてきとるわけですね。あれはどういう関係ですか。ちょっと私わからないながら質問しとったんで、ちょっとその辺のところを。

それで、かなり立派な報告書で、指摘もちゃんとしておりました。それについてどういう流れなんか、ちょっと教えてください。

- 議 長(赤松孝一) 白杉教育委員長。
- 教育委員長(白杉直久) その佛教大学の教授にコメントをお願いしておる件に関しましては、詳細なことは教育長のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。
- 議 長(赤松孝一) 垣中教育長。
- 教育長(垣中 均) 私がかわって答弁させていただきます。

いわゆる教育委員会の活性化というのは、全国的に言われて、今日まで及んでおりますね。今は教育委員会、誰が責任持つんだというところで話がおかしなっていっとるわけなんですけれど、いずれにしましても、その教育委員会の活性化の一つとして、自分らの事業を点検、評価すると。これは教育委員会だけでなしに、これは全国的に言いますと、各自治体が全て同じことをしなければならないと思っております。だから、教育委員会のほうといたしましては、自分たちがやっていますその事業につきましての評価を、あのような形でまとめさせてもらっておるわけです。

これにつきましては、どこに報告するとか、そういう上部団体に報告するとか、そういう義務 はありません。ただ、議会筋には報告すると。それだけは義務づけられておるわけです。しかし、議会の範囲、それがまた不明確なんです。例えば委員会でもいいんか、それから全員協議会でや るのか、そうしたことは全然決まっておりません。したがいまして、まず私ども、多くのところは文教関係の委員会のところに報告しているというのが実情です。以上です。

- 1 3 番 (井田義之) 佛教大学の先生との関係は。
- 教 育 長(垣中 均) それは、自分だけの。済みません、自分たちだけの自己評価ですね、あれは。だから、それだけではだめですよと。外部の人の評価も受けなさいという、それがあるわけです。 それで、学識経験者等ということで。だから、それは複数になっても構わないわけです。とにかく外部の有識者の評価もしてもらいなさいと。それが義務づけられておるわけです。以上です。
- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) 常にああいうことをしながらやっていただくというのは大変いいことやと思いますけれども、先ほど言いましたように、財政計画だけはしっかりと頭に置きながら進めていただ

きたいということと、それから、61施設あるわけですね、教育委員会の管理していただいている施設が。本当に大変だろうと思いますけれども、しっかりとやっていただきたいということをお願いして、教育委員会関係については終わらせていただきます。

次に、そうしたら、またこれも逆に行きますけれども、PLANTの件について町長にお尋ねをいたします。

先ほど言いましたように、地元ではいろいろと寄ってやっておられるようなことを聞いております。それで、先ほど、町長、一応、山添議員に町長の考え方を答弁されましたけれども、地元がまとまったり、また法的にかなった場合云々という、その答弁もお願いをいたします。

- 議 長(赤松孝一) どういう、ちょっと。この答弁をと。それは質問が不明確です。
- 1 3 番(井田義之) 先ほど言いましたように、地元の方々、一生懸命になってやっておられます。また、PLANTについても、いわゆる前は駐車場に保水地帯をつくるというのを、駐車場ではなしに、別の場所に保水地帯をつくるというようなこともうわさでは聞こえております。ということは、かなり真剣になってやっておられるんかなというふうに思いますけれども、そういう場合に、申請が上がってきたときに、町長としてどういう対応をされるのか、お尋ねをいたします。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 現在、地権者宅の訪問は、規模を縮小の計画を立てるために、そうした地権者の 了解が得られないと計画も進められないということでございますので、企業として地権者の了解 をとりに行っておられるものというふうに思っております。直接我々に対しては、そうしたこと は、企業側からは出ておりません。それは、そうした計画案の提示をなくして地権者の了解が得 られませんので、そうしたことに計画は出せないというふうな思いであるというふうに思ってお ります。

大店法の届け出が町ではなしに府に出された場合は、そうしたことに対して地元市・町、住民から意見を聞くというふうになっておりますので、そうした場合には、町はそれに従って、そうした検討委員会等を設置して、住民の皆さんのそうした判断を仰いだ上で、先ほど言いましたように、ルールにのっとって出される。また、その住民の要望の中には、先ほども少し申し上げましたけれども、中小企業振興基本条例というものがございますので、そうした中身についてしっかりと企業側のそこには役割も盛り込んでありますので、町としては、あれからこういう条例ができましたと。この中身に書いてあることをきちっと守り、社会的責任を果たしていただくように、そうしたことを申し上げる。町としては、それらほかにも地元で生産、製造されたものは使ってほしいとか細かしいことはあるでしょうけど、それはそうしたものが出た後での対応ということになりますので、今現在のところは、そうしたことは聞いておりません。ですから、対応のしようもございません。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) ということは、町長としては、そういう書類がしっかり整ってから判断をするということでしょうか。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) これは、たしか町長が判断するということではなくて、府に届け出を出されるんだったと思っております。その辺のところ、まだ前回とまた形が変わってきていますので、その

辺のところはちょっと私明確にお答えすることはできませんけれども、ルールに従って我々も対応がしていきたいというふうに思っております。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番 (井田義之) この辺でとめておきます。

道路の問題ですけども、先ほども言いましたけれども、石川区の要望の一つですね。それで、 町長、いろんな道路ができたと言われました。いろいろな道路ができておると、もう既にと言われましたけれども、上山田石川線とかできておるということでしたけれども、今できておるのは、 全部東西線の道路です。南北線の道路は、中央線もできておりませんし、今の亀山中地線も南北についてはカットされておるというか、進んでおらないという状態なんです。それで、なおさら その道路が欲しいなというのが要望の内容であったということを申し上げておきます。

ほな、答弁を求めます。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) あれが出されましたときのそうした要望は、PLANTが来ることによって非常に渋滞が起こると。そうしたときに、住民の人が歩行するのも困難になってくると。そうした中でああいう道路を整備してほしいということと、今現在、あれから相当たっておりますけれども、そうした道はありましたけれども、それに全て歩道をつけるなり、そうした整備がなされております。今、通学する子供たちの数も、昔に比べれば相当減っております。そうした状況の中で、もうそうした道を新たにつくる必要はないというふうに判断をしておりますし、地元からも、あれどうなった、どうなったというようなこともございませんし、実際に一番我々が危惧しましたのは、そういう住民の方たちの安全を守るためにこうした道路が必要だという思いであれを認定させていただきましたので、そうした危惧が薄れている現在では、まだそうした大きな計画でないであるならば不要の道路だというふうに判断して、できればそれを、町道認定を外していきたいというふうに考えておるところです。
- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) ちょっと私の説明不足でちょっと誤解を与えておるというのか、判断がちょっと 間違っておる部分があるかもわからんと思うんですが。実は6月の議会のときには、町長は、そ ういうようにPLANTの分でした道路だからということを言われております。その前の平成 22年3月か6月には、この道路は石川区からの要望の道路でもあり、今後の面整備とかも考慮 しなければならないので、今結論を出すことをいたしませんという答弁をもらっとるんです。

私は、今の路線は、8へクタールのPLANTをするための道路の認定であったと。それは、 もうはっきりとわかっております。ただ、今度4ヘクタールになったときに、場所が変わるんで すね。だから、そのことも今後の望みとして、南北線というのはありませんので、今後の望みと して石川からは要望が出るでしょうなと。それで、今回の平成18年3月に認定した道路は廃止 にされたらどうでしょうかと。ただ、今後について、南北線が要らないということではありませ んよという意味のことを申し上げております。

議 長(赤松孝一) だから、いいん違うの。だから、いいん違います、その答弁をされておるんだか ら。

井田議員は、今のいわゆる平成18年の計画の町道を廃止されたらどうですかでしょう。町長

も、そう思いますと言われとるんだから、何も合っております、話が。それから後のことは、お 互い別の話です。話は合っていますけど。

- 1 3 番(井田義之) まあ、ええわ。
- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) この件については、私の思いだけというのか、現状だけを申し上げて終わりたい と思います。

次に、野田川改修に行きます。先ほど町長、いろいろな要望というのか、予算的な分やら、いろいろと説明をいただきました。国の予算だとか、府の予算だとか。そういう中で、私もいろいると新聞を気にしながら見ておるんですけれども、各京都府内の市長会あたりも、それぞれの地域の河川の要望を、水害対策も含めて要望をされておられます。それから、京都府の府議会においても、特別委員会あたりでも過半数の議員さんが河川の要望をされておられます。それで、そういう中で、町長先ほど率先してやっておるということを言われましたけれども、やはり要望活動というのは、予算とかなんとかというのは別にして、どんどん続けていかないと、予算というのはなかなかつかないということで、どういう格好で同盟会なり促進協議会が活動されておるんかなということを聞かせていただいたということなんです。

それで、あと質問として、町村会のほうでも、そういう市長会がやられたような要望をされた 経過はあるんですか。

議 長(赤松孝一) 井田議員、ちょっとここで10分間休憩します。ちょっと先ほどの町道の件も踏まえて、ちょっと調整を、私も出過ぎた分がありますんで、ちょっと10分間休憩しますんで、 済みません、お願いいたします。

10分間、休憩します。4時10分には再開いたします。

(休憩 午後 3時58分)

(再開 午後 4時10分)

議 長(赤松孝一) それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

今、質問をされました後、答弁からですね。

太田町長。

- 町 長(太田貴美) 答弁ですが、先ほど申したとおり、このPLANTのこの道路は必要ないという ふうに考えますので、今後、町道認定路線の廃止を検討したいというふうに思っております。 そのほかのことにつきましては、現段階では何とも申せません。
- 1 3 番(井田義之) 私が言いよったのは、町村会で要望してもろたことがありますかという。市長会では京都府に要望されております。
- 町 長(太田貴美) ちょっと混乱を起こしまして申しわけありません。 河川の件につきましては、建設課長のほうからお答えさせていただきます。
- 議 長(赤松孝一) 西原建設課長。
- 建設課長(西原正樹) お答えをいたします。

今回、いろんな河川が、一級河川だとか、由良川だとか桂川の部分が被害を受けましたんで、 そういったところにつきましては、市長会だとか、そういったところでご要望をされておるとい うふうに思っております。 我々の部分につきましては、二級河川でございますので、京都府が管理をしております河川でございますので、本来は京都府さんのほうが要望されるというのが実態かもわかりませんけれども、今までからずっと、先ほども町長の答弁がございましたように、昭和39年からそういうふうな河川改修をさせていただいておりまして、また旧野田川町でも野田川改修期成同盟会と、そういうふうな組織がございまして要望されていたというふうなこともございます。また、旧加悦町でも同じような組織がございましたんで、今現在、野田川水系の見直しもございまして、そういうふうなことで、小さな町でございますけれども、要望をさせていただいておるというふうな状況でございます。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) それで、私としては、要望活動はしっかりと続けてほしいなということ。といいますのは、野田川の場合には、先ほど支川のこともいろいろと出ました。私はやっぱり支川の改修工事、これはどんどん要望をしながら進めていっていただきたいと。ただ、支川が改良されることにおいて、本川のほうがいろいろと汚れてくると。

先ほど言いましたように、私も現場をずっと見て回ってきました。本川の川の中に、かなりの 柳やら雑草が茂っております。一応水害対策で何をするかというと、やはり遊水地帯、水が遊ん でおる地帯をいかに広く設けるか。また、流れをいかに早く流すかということだろうというふう に思います。この間も見に行きました中で、河口の、ちょうど冶金の下のほうの出口のところ、 堆積が水面よりも高くなっているような状態もあるわけですね。それで、やはりあれもやっぱり ちゃんと浚渫をしていただかないと、なかなか水がスムーズに流れることがないと。それから、野田川の本川の中でも、これは先ほどから何回も出ております、課長も言うております府の管轄 なんで、町としてどうすることができんわけですね。だから何をするかというたら、要望をすることですね。それで、要望しなければ、被害をこうむるのは与謝野町の町民なんですね。だから、その要望活動というのを、市長会のほうではやられておると。それから、また京都府の府会議員 さんも、多賀先生、議長になられましたんで、なかなか要望活動や質問やらしにくいと。ところが、8人ほど質問される中で、5人の議員さんは水害対策について河川の改修を要望されております。だから、与謝野町も負けないように要望活動をしてやっていただきたいなということで申し上げたわけです。

それで、町長、あのもんの町村会のほうも気張って要望活動をしていただきたいというふうに 思うんですけれども、町長の思いはいかがでしょうかという質問をさせていただいたので、再度 答弁をお願いいたします。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) これは、野田川の浚渫につきましては、今おっしゃったように府の管轄になりますのでなかなか難しいですけれども、この改修断面の1割が阻害されると浚渫を行うという、そうした計画になっておりますので、この方針は、京都府が管理を行っておられます府域全域の河川に適合されるものですし、それに沿って野田川のそうした部分も浚渫がされているというふうに思っております。特別な事情があるときには、それを強く要望しまして、前回も議員さんがおっしゃったように、ちょっと中州ができて、そこに立派な木が立っているというようなことについても、府のほうもそれを伐採するようなこともしていただいたことがありますので、今後につ

いても、これについては要望してまいりたいというふうに思います。

町村会でとか市長会でとかという、それはもう全体の中の話になりますので、そうなってきますと、特にやはり災害のあったところ等のあれが大きくなりますけれども、それだけではなしに、 府のほうも、支川も含めて、そうしたことについては対応をしていただいているというふうに思っております。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) 具体的な質問をさせていただきますけれども、浚渫のことですけれども、以前から私も土木事務所あたりもお願いに行った経過もあるわけですけれども、残土捨て場がないというのが土木事務所の返事であったわけですね。それで、もう与謝野町内の中で探すというのは、それは一番いいわけですけれども、与謝野町内になければ、やっぱり京都府の河川の管理なんですから、京都府にしっかりと要望をして、例えば大手川の改修のときに、与謝野町も協力をしながら残土捨て場を利用していただいておったわけですね。だから、京都府に強く要望するということはできないのかどうか。建設課長がどの程度やっているのかわかりませんけれども、まず町長が聞いておられましたら、それについての答弁をお願いしたいと思います。
- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 今のところ、具体的にそうしたことにはなっていないと思いますけれども、詳細 につきましてどういう状況なのか、建設課長のほうから答えてもらいます。
- 議 長(赤松孝一) 西原建設課長。
- 建設課長(西原正樹) それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

確かに今おっしゃいましたように、京都府のほうでは、できるだけ浚渫の残土が安くなるようにというふうなこともございまして、できるだけ近いところにというふうなことを言われております。私どもにつきましても、例えば、ちょうど昨年ですか、堂谷橋の下流側の部分を約2,000立方メートル浚渫していただきましたその部分につきましては、一時、冶金さんのほうに仮置きをさせていただいて、その後、京都府のほうが持っていくというふうなこともございましたし。要望すると同時に、京都府といたしましてはできるだけ単価を安くというふうなこともございまして、我々のほうにそういうふうなご要望をいただいております。

町のほうでは、そういうふうな一時仮置き地だとか、当然、例えば一般廃棄物処理場の覆土に使うだと、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに思っておりまして、場所と、それから時期と、そういうことも含めて我々の課内のほうで検討させていただいておるというような状況でございます。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) 建設課長もいろいろと考えていただいておるようですし、私も以前は、与謝野町の中で残土処分場がないかなということで、いろいろと私なりに頭をひねった部分もありましたけれども、もうこれは私の管轄ではなりませんので、建設課長なり町長のほうでしっかりと条件を整えていただいたり、府のほうに要望して、ぜひとも浚渫を進めていただきたいなということをお願いしておきます。

それから、あと、先ほど川の雑草なり柳のことを言いました。これについては、私もテレビは 見ておりませんけれども、テレビを見ておられた方が、同じ阿蘇と、阿蘇海と同じ「阿蘇」です けれども、熊本の阿蘇山の麓、牧場みたいな、遊園地みたいな、乗馬もできるところがあります。 私も行ったことがあるんですけれども、そこでも草焼きをしております。それから、若草山も草 焼きをしております。この草焼きの効果は、木が生えてこないと。草を焼くことにおいて、余分 な木は生えてこないという効果があるそうです。だから草焼きをするんだと。

それで、与謝野町の場合に、野田川本川の草焼きというのが、先ほどの休憩時間にお話しして おりましたら、ペケなんですというようなことがありましたけれども、どうしても草焼きをした らならないというのは、どういう意味ですか。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) それの件につきましては、課長からも聞いておりますけれども、直接課長のほうが答えるほうが適切ではないかと思いますので、課長から答弁いたします。
- 議 長(赤松孝一) 西原建設課長。
- 建設課長(西原正樹) 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

河川内の火入れについてでございますけれども、河川内、いわゆる今、河川には堤外地といいますものと堤内地というのがございます。堤内地というのが、いわゆる田んぼのほう側の土手のことを堤内地といいます。それから、河川の中の部分は堤外地といいまして、ちょっと逆になっとるわけですけれども、その中で、今、議員がおっしゃっとる部分は、いわゆる水が流れるところの部分の火入れをしたらどうだというふうなお話でございます。

今の田んぼのほう側につきましては、各地域なり、また農事組合のほうで、1年に一遍ではございますけれども、草刈りをしていただいております。19団体のほうにお世話になっております。ただ、今の河川の中の部分の草刈りというのはなかなか大変でございまして、持ち出すというても、面積も広いですし、そういうふうな状況になっておりましてできていないと。

今、議員がおっしゃっとる部分は、その部分がいわゆる環境が悪いんで火入れをしたらどうだということだというふうに思っておりますけれども、この部分については河川管理者のほうとも十分調整する必要があるだろうというふうに思っております。河川管理者のほうにつきましては、いわゆる下流域の方に迷惑をかけんようにしてくれというふうなことが、そういうふうな指導をしておるということがございます。特に今の流水部分の火入れといいますのは、雨が降りますと直接下流域のほうに灰が流れることになります。そのことによって、特に野田川の関係につきましては、野鳥の会だとか、あるいは、先ほどありましたように、河口の部分には漁業権がございます。そういったところの部分につきましては、大変自分たちの権利というふうなことを言われておりまして、そういう面でいいますと、先ほどもあそこの部分の浚渫がなかなかできないというふうなことがございましたけれども、それは一定の漁業権が発生しておるというふうなことで、京都府もなかなかそれらの部分の調整というのが難しいというふうなことで、なかなか今あそこの部分の浚渫が進んでいないというふうなことでございます。

今回の部分につきましても、火入れをすれば確かによいわけですけれども、下流のほうにそういうふうな影響が出てくるということは、必然が出てくるんかなというふうに思っておりまして、 その部分のご理解がなかなか得られないのではないかというふうなことでございます。

この部分につきましては、京丹後市のほうでも火入れをされておるところがございます。それは、特に堤内地、田んぼのほう側の部分について、いわゆるこの火入れをされているというふう

な状況でございまして、その部分については、地元のほうで、京丹後なら、多分農林課のほうに 申請をされて、そこで許可を受けられて、地元の方がそうやって火入れをされておるんだろうと いうふうに思っております。

先ほど山の件のことをおっしゃいましたけれども、山はそういうふうな格好でなかなか影響が 少ないわけでございまして、特に今の若草山だとかというふうな部分につきましては、一定それ が1年の一つの行事になっておるというふうな側面もありまして、そうやって影響がない範囲の 中でやっていただいておるんだろうなというふうに思っておりますけれども、河川の部分につい ては、先ほども申し上げましたような点もございますので、なかなか難しいというふうに思って おります。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) 難しいだろうでは困るんです。難しいだろうを、何とか少しでもすき間があれば、そこをつついてやると。といいますのは、先ほど言いましたように、草を焼くということにおいて、柳も生えてこない。それから、問題のいわゆる怖い虫もだんだん減ってくると。それから、ヌートリアあたりも恐らく減っていくということで、昔は必ず年に一遍は草焼きをしとったんですね。ほな、それで魚がとれなかったか、それから阿蘇海があんなに乱れたかと、そんなことはないんですよ。やっぱり炭というのは浄化作用があるわけですね。やっぱりそういう意味からすると、焼くというのは昔の人の知恵ですよ、あれ。だから、その辺のところを上手に言うていただきながら、あれで鳥が死ぬことはありません。そういう論理から言うても、草焼きというのは、これは昔の人の知恵なんです。当然そのことぐらいは、やっぱりしっかりと京都府に説明していただいたり、また野鳥の会とも話していただいたりしながらやっていくと。

そして、今それが各地区でできないというのは、各地区も老化してしもて、伊藤議員の質問やないですけど、地区がなかなかまとまりにくいんですね。それで、要は、例えば石川区でいいますと、やっぱり町に音頭をとっていただいて、各地区が一斉にやるということになれば、30人でも40人でも出せると。だけど、農会だけでというのは無理だということが現実問題として起きております。やはりその辺のところを町の主導で、何とか1年に一遍ぐらいは草焼きをするということはできないかどうか。これは町長の考え方もあわせてお伺いしたいと思います。

- 議 長(赤松孝一) 太田町長。
- 町 長(太田貴美) 今ちょっと思い出していたんですけれども、野田川町のときに、岩屋川から野田川に出るとこら辺の河川公園といいますか、東屋のあったとこで火入れをされて、燃えて、そして、そこの府の施設が燃えたことがありまして、燃え広がって。やはり風がきつかったり、そういうことがございますので、そのとき消防団が出動した記憶があるんですけれども、そのとき以来、やはりこれはペケと、できるだけ避けよという、たしかそういうのがあったか、それ以外余り見ませんので、堤防を焼くということそのものがということです。

もう一つ聞いておりますと、炭やから浄化作用があるということですけど、やはり灰は軽いものですから。

- 1 3 番(井田義之) 沈みます。しばらくおったら、沈みます。
- 町 長(太田貴美) しばらくでも、そのときによって風に流されたり、それこそさっきの話じゃない ですけど、灰が飛んでとんでもないとこが燃え出したり、あるいは川に流れて、やはり農業され

ている方でも浅水代かきだったっけ、ということで、できるだけ汚い水は流さないというような 努力をしておられますので、そういうこととも反する中身になりますので、もう一度京都府には お聞きしてみたいと思いますけれども。

- 1 3 番(井田義之) 聞いてください。
- 町 長(太田貴美) ありますか。不足分を答弁してもらいたいと思います。
- 議 長(赤松孝一) 西原建設課長。
- 建設課長(西原正樹) 今まで、そうやって阿蘇海の浄化だとかというふうな中でいろんな活動をさせて もらったというふうに思っています。うちでも、それから住民環境でもそういうふうな話をさせ ていただいております。

その中で、以前にもありましたけれども、海を汚すなというふうなこともございます。そういう観点からいきますと、非常に、言うたら漁業権の関係が今非常に難しいというふうに思っています。私も課長にならせてもらって、その阿蘇海の関係で、一遍そういうふうなことを経験したことがございますけれども、非常に漁業者の方から叱られた経験がございまして、その辺のところが非常に難しいというふうに思っています。相手があることですし、一遍当たるというふうなことはありますけれども、議員が期待されているような結果になるかどうかというふうなことについては、非常に難しいんではないかなというふうに思っております。

- 議 長(赤松孝一) 井田議員。
- 1 3 番(井田義之) 頭から難しいと言わずに、確かに府中の方なり阿蘇海を守る会の方々が、アオサを取ったり、オオナリいうんですか、オオノリいうんですか、取っていろいろとやっていただいております。これは何でだといえば、富栄養化です。富栄養化で、ああいうことになる。灰や炭は富栄養化になりません。やっぱり、一応昔の人の知恵というのは、やっぱりその辺のところをしっかりと説明をしながら、赤松議長の四辻でも、刈ったやつをそのまま流さずに、燃やして流していただいている。やっぱりそれが自然の流れです。やっぱりそのこともしっかりと勉強しながらやっていっていただきたいなと。

昔から、水を制する者は国を制すということで、水をまとめられないような者は、国も守れないというのが昔からの定番です。ぜひとも頑張ってやっていただきたいなということ。そして、最初言いました水・緑というキャッチフレーズのもとに、笑顔の与謝野町になることをお願いして、私の質問を終わります。

議 長(赤松孝一) これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、ちょっと追加議案がございますので、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時32分)

(再開 午後 4時39分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本日、報告第7号 専決処分の報告について (大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更について)外9件が追加提出されました。以上10件を上程し、これを議題とします。

追加日程第1 報告第7号 専決処分の報告について(大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更について)を議題とします。

直ちに説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 報告第7号 専決処分についてご報告申し上げます。

これは、平成25年6月議会でご承認いただきました大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分できる事項の指定で、議会の議決に付すべき契約について、契約変更に伴い増減する金額が当該請負額の10分の1に相当する額を越えないときを適用し、専決処分をさせていただいたものです。

変更金額につきましては、契約金額を8,818万1,100円に277万2,000円を増額し、9,095万3,100円とするものでございます。変更の内容につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) 小池教育推進課長。

教育推進課長(小池信助) それでは、報告第7号の変更内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、この工事の概要でございますが、大江山運動公園体育館を老朽化等により改修する工事でございます。主な変更内容でございますが、内壁のクラック補修の出来高による変更、さらに、内壁表面の塗装劣化も著しいため、塗装補修することといたしました。また、今回の改修に当初見込んでいませんでしたが、ホール及びロビーのカーペットが著しく老化しているため、今回の改修に合わせて張りかえることとさせていただきました。さらに、アリーナ内の腰かけ部分のボードにつきまして、内側が空洞になっているため衝撃に対して弱く、ところどころ破損しているため、これを改善し、全体的に破損しにくい材質に張りかえることとさせていただきました。また、雨どいにつきましては、スチール製のため内部腐食が激しく、一部穴があいている箇所を今回の工事中に発見いたしました。そのため、塩化ビニール製に4カ所交換することとさせていただきました。

一方、内部アリーナ照明器具につきましては、当初、設計にて計画しておりました器具が生産中止となりまして、新製品に変更したところ、従来のものよりさらに照度が上がったため、計画していた個数を必要としなくなったため、器具数を減らさせていただきまして減額することができております。

事業を進める中で、やはり本工事中で改修したほうがよい箇所の追加や、現場の調整により材料や工法の調整などを行った結果、277万2,000円の増額となる変更契約を行ったものでございます。具体的な金額、財源につきましては、お手元にお配りしております報告書専決処分書に別資料をおつけしておりますので、ごらんください。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いします。 長(赤松孝一) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第7号を終わります。

追加日程第2、議案第124号 与謝野町幾地コミュニティ広場の指定管理者の指定についてから、追加日程第10、議案第132号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定につ

いてまで、以上9件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 異議なしと認め、日程第2、議案第124号から、日程第10、議案第132号 までの指定管理者の指定にかかわる9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第124号 与謝野町幾地コミュニティ広場の指定管理者の指定について、 提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましては、去る12月28日に指定管理者選定委員会により、指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただきました。幾地区を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、幾地区は本施設の設置当時から建設の管理団体として携われてこられ、これまで培ってこられた管理業務のノウハウにより、施設の設置目的に合った効率的で安全な管理運営ができ、また地域コミュニティーの活性化を図ることができると判断させていただいたものでございます。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としております。

以上、よろしくご審議の上、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。それでは、議案の125号から127号、与謝デイサービスセンター、与謝在 宅介護支援センター、与謝野町ホームヘルパーステーションの指定管理者の指定について、提案 理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましては、去る11月28日に指定管理者選定委員会により、指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、社会福祉法人北星会を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、当該団体は施設設置当初から管理法人であり、与謝在宅介護支援センターにおいては、地域における身近な介護に関する総合窓口や、指定居宅介護支援事業所として地域の利用者の自立支援に向けた事業を展開し、与謝デイサービスセンターと与謝野町ホームヘルパーステーションにおいては、加悦地域の在宅福祉の拠点施設として、利用者が住みなれた地域や自宅で安心して暮らせる質の高いサービスを提供され、その実績は顕著であると考えます。また、同様の事業を宮津地域においても展開されており、これらの実績を生かした事業展開により、利用者のますますの利便性の向上や、地域福祉及び在宅福祉の充実に寄与できる団体であると判断し選定いたしました。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

次に、議案第128号から129号、与謝野町障害者グループホーム・ケアホーム及び与謝野

町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましては、去る11月28日に指定管理者選定委員会により、指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、社会福祉法人よさのうみ福祉会を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、与謝野町障害者グループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活と自立支援を目的とし、与謝野町障害者就労継続支援施設は、障害者の就労推進、自立支援を目的としており、それぞれ運営には専門知識と経験が不可欠であります。本法人は、丹後圏域内において多くの障害者福祉施設を運営されており、専門知識、経験は十分であり、これまでの運営実績を生かした今後の事業展開により、利用者の利便性やサービスの質のますますの向上、障害者福祉、地域福祉の充実に寄与できる団体であると判断し選定いたしました。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議案第130号 与謝野町石川農業構造改善センターの指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましては、去る11月28日に指定管理者選定委員会により、指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、石川区を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、当該団体は、本施設の設立当初から施設の管理団体として携わっており、これまでに培ってきた運営主体としての管理業務のノウハウにより、施設の設置目的に合った効率的な管理運営ができると考えられます。また、地区公民館と隣接した施設でもあるため、地区の運営とも密接にかかわった運営が求められますが、本団体は区の運営に直接かかわる団体であり、地域コミュニティーの活性化を十分に図ることができると判断されることから選定するものでございます。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第131号 与謝野町地域農産物活用型交流施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましては、去る11月28日に指定管理者選定委員会により、指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、社会福祉法人よさのうみ福祉会を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、現在も本施設の運営を行っている本法人につきましては、運営状況に問題はなく、食と健康の拠点施設と連携して業務に当たることによって、相乗的な事業効果による農業の振興に大きく貢献しており、また社会福祉法人としての利点を生かし障害者を雇用

することによって、その就労の場を創設することで障害者福祉施策にも大きく貢献していること を考えると、本法人による施設運営が最も望ましいと考えております。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議案第132号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましては、去る11月28日に指定管理者選定委員会により、指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、社会福祉法人よさのうみ福祉会を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、現在も本施設の運営を行っている本法人につきましては、地元農家や地元組織等と運営協議会を立ち上げ、協働でさまざまな取り組みを実施することにより、町の農業振興はもとより、地域おこしにも大きく貢献しており、また社会福祉法人としての利点を生かし障害者を雇用することによって、その就労の場を創造することで障害者福祉施策にも大きく貢献していることを考えると、本法人による施設運営が最も望ましいと考えております。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。 以上でございます。

議 長(赤松孝一) 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月16日午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。 お疲れさまでございました。

(散会 午後 4時57分)